

企業犯罪論の現状と展望（一・完）

川崎友巳

はじめに

第二章 法人の刑事責任の比較法的考察

第一節 序論

第二節 ドイツ

一 史的展開

二 秩序違反法とEC競争法の法理

三 学説の動向

第四節 イギリス

一 史的展開

二 「同一視原理」の動搖

第三節 アメリカ合衆国

一 史的展開

二 州レヴエルの法人の刑事責任

三 連邦における代位責任法理の現代的展開

第五節 小括（以上、二四四号）

企業犯罪論の現状と展望（二・完）

第二章 企業に対する刑事制裁

—アメリカ合衆国「組織体に対する量刑ガイドライン」の検討—

第一節 序論

第二節 量刑ガイドラインの成立経緯と概要

一 量刑ガイドラインの成立経緯

二 量刑ガイドラインの概要と目的

第三節 賞罰金刑

一 従来の議論と量刑ガイドラインまでの対応

二 量刑ガイドラインの罰金刑

第四節 プロベイション

一 企業に対するプロベイションの発展過程

二 量刑ガイドラインのプロベイション

第五節 被害者救済

一 被害弁償

二 救済命令

企業犯罪論の現状と展望（一・完）

同志社法学 四七卷五号

二九八（一五〇一）

三 社会奉仕命令

四 犯罪被害者への告知

第六節 小括

第三章 企業犯罪論の展望

第一節 序論

第二節 犯罪学における企業犯罪論の発展

一 企業犯罪に対する視座の変遷

二 企業犯罪の領域と類型

第三節 組織体理論

- 一 組織体理論の概要
- 二 組織体理論からみた企業の責任構造
- 三 企業犯罪と被害者
- 四 企業犯罪の被害者
- 五 企業犯罪の被害
- 六 企業犯罪と被害者学

第五節 小括

むすび

第二章 企業に対する刑事制裁

—アメリカ合衆国「組織体に対する量刑ガイドライン」の検討—

第一節 序論

企業犯罪に対する刑事法の適切な対応のあり方を検討する際には、法人の刑事責任に関する問題と並んで、企業に対する刑事制裁を科すのが適當かという観点からの検討が必要となる。近年、企業犯罪に対する関心が強まるにつれ、これをコントロールするためには、現行の罰金刑を中心とした制裁だけでは不十分であるとの認識が多くの国において高まってきた。このため、これまでにも企業に対する新しい刑事制裁の方法が様々な観点から模索され、具体的に次のような提案がなされている。⁽¹⁾有罪判決の公表。⁽²⁾株式による罰金。⁽³⁾社会奉仕命令。⁽⁴⁾自主的な規制

プログラムの実施。⁽⁴⁾⑤プロベイション。⁽⁵⁾このような動きは、企業と自然人の性質上の差異に注目し、企業に適した独自の刑事制裁を探るものと評価される。⁽⁶⁾しかし、これらの提案が実践されることはこれまでほとんどなく、現実的な対応の必要性は高まるばかりであった。

他方、アメリカ合衆国の連邦レヴエルでは、一九七〇年代以降、刑罰觀の主流が犯罪者の改善更生を重視する社会復帰（rehabilitation）論の立場から適正な応報（just desert）を求める立場へと移行した⁽⁷⁾ことを背景に、量刑上の公平化を主たる目的とした量刑ガイドラインが導入された⁽⁸⁾。この流れは企業に対する量刑にも及び、一九九一年の一月には企業を含む組織体に対する量刑ガイドラインが施行された。この「組織体に対する量刑ガイドライン（Sentencing Guidelines for Organization）」は、単に企業等の組織体に対する量刑の統一化を目指すにとどまらず、これまでの議論をふまえ、いくつかの企業に対する新しい刑事制裁の方法を採用しており、今後の企業に対する刑事制裁の行方を占ううえでもさわめて高い関心がもたれている。そこで本章では、企業に対する刑事制裁の有効性を検討するあたって、量刑ガイドラインが採用した新しい刑事制裁を中心⁽⁹⁾に考察していき⁽¹⁰⁾とする。この考察から、現在の企業に対する刑事制裁の問題点を見極め、今後の展望を試みたい。

- (1) Brent Fisse, *The Use of Publicity as a Criminal Sanction against Business Corporations*, 8 MELBOURNE U. L. REV. 107, 107-150 (1971); Stephen A. Yoder, *Criminal Sanctions for Corporate Illegality*, J. C.R.M. L. & CRIMINOLOGY 40, 52 (1978) (本稿を紹介した邦文文献として、藤岡一郎「アメリカにおける法人犯罪対策について——スティブン・A・ヨーダーの見解——」同志社法学二〇〇卷五号（一九七八）六六頁以下)。
- (2) John C. Coffee, Jr., "No Soul to Damn: No Body to Kick": An Unscandalized Inquiry into the Problem of Corporate Punishment,

79 Mich. L. Rev. 386, 413-424 (1981).

(3) Brent Fisse, *Community Service as a Sanction against Corporations*, 5 Wis. L. Rev. 970, 971-1018.

(4) John Braithwaite, *Enforced Self-Regulation: A New Strategy for Corporate Crime Control*, 80 Mich. L. Rev. 1466, 1466-1507 (1982).

(5) John C. Coffee, Jr., *supra* note 2, at 431-434.

(6) Otto G. Obermaier, *Sentencing Redux VIII-Corporate Sentencing*, N. Y. L. J., 1, Nov. 3 (1988). いりやは、企業と自然人の差異として、スルビ、スルビ、①責任の基準、②有効な量刑の選択肢、および③他の一次的救済の重要性の三点があげられ、このよう うな両者の根本的な差異が、企業に対する刑事司法上の異なるアプローチを正当化する指摘がなされている。

第二節 量刑ガイドラインの成立経緯と概要

一 量刑ガイドラインの成立経緯

アメリカ合衆国では、一九八四年に包括的犯罪規制法 (Comprehensive Crime Control Act of 1984) が成立し、連邦刑事法の大幅な改正が実施された。そして、その一環として、量刑改正法 (Sentencing Reform Act of 1984) を制定し、連邦刑事司法の量刑システムの包括的な改革にのり出した。量刑改正法では、企業に対する刑事制裁の改正として、次の二点が規定された。第一に、自然人と企業との資力の差異を考慮に入れ、罰金額の上限に格差を設けて、高額の罰金刑を企業に対して科すことを可能にした。第二に、企業に対するプロペインションの適用が明確に規定され た。

さらに、同法は、一層の量刑制度の改善を目指し、量刑委員会 (sentencing commission) を設置し、この委員会に對して、法的拘束力を有する量刑ガイドラインの作成権限を与えた。⁽¹⁾ 量刑委員会は、連邦裁判所において適用される量刑ガイドラインの作成と導入後の修正を主な役割とした連邦議会司法部所属の独立委員会である。⁽²⁾ 委員は、三名以上の中立委員会である。委員は、三名以上の連邦判事を含む七人の投票権をもつ委員と二人の投票権をもたない職務上の委員によって構成される。このうち、投票権をもつ委員は、上院議会の承認を得たうえで大統領によつて任命される。

量刑委員会は、まず一九八五年から自然人に対する量刑ガイドラインの作成に着手した。このガイドラインは、約一年半の議論を経て一九八七年五月に連邦議会に提出され、一九八四年量刑改正法において定められた六ヶ月の再検討期間⁽³⁾の後、同年一一月より発効することとなつた。⁽⁴⁾ 自然人に対する量刑ガイドラインでは、犯罪を一定程度類型化し、各犯罪類型ごとに適正な量刑範囲を定めることによつて、量刑の安定性と公平性を高めることが目指された。そのためには、量刑に際して、犯罪の特性 (①犯罪のレヴェル、②加重・減輕事由として考慮すべき犯罪の状況、③被害の性質と規模、④犯罪に対する地域住民の関心、⑤犯罪に対する一般社会の関心、⑥犯罪の抑止効果、および⑦当該犯罪の発生頻度)⁽⁵⁾ と犯罪者の特性 (①年齢、②教育程度、③職業上の技能、④精神状態、⑤身体的状態、⑥職歴、⑦家族関係、⑧地域社会との関係、⑨犯罪における役割、⑩犯罪歴、および⑪生計における犯罪への依存度)⁽⁶⁾ を考慮に入れる」とされた。量刑ガイドラインの構成は、一章・序文、二章・犯罪類型 (offence conduct)、三章・調整 (adjustment)、四章・犯罪歴、五章・刑の決定、六章・手続、七章・遵守事項違反から成る。

この量刑ガイドラインに対しても、基準の不明確性や量刑委員会の合憲性等、さまざまな批判がすでに加えられて

いる⁽⁷⁾。しかし、実際の運用に関しては、一定の成果を残しているとされる。たとえば、連邦裁判所は、ガイドラインの定めた範囲を超えて量刑をすることが認められているが⁽⁸⁾、一九八九年度にガイドラインが定めた範囲内での量刑の適用率は、すべての連邦裁判所における量刑の八九パーセントに達している⁽⁹⁾。

自然人に対する量刑ガイドラインの検討を終えた量刑委員会は、翌年の一九八八年から、組織体に対する量刑ガイドラインの検討を開始した。しかし、一九八四年量刑改正法が、企業に対して具体的に、いかなる量刑手続のもとで、いかなる制裁方法を適用すべきかという点について何ら明示しなかつたため、委員会は、企業等の組織体に対する量刑ガイドラインの作成にあたり、こうした基本的な課題を解決する必要に迫られた。そこで量刑委員会は、組織体に対する量刑ガイドラインの検討にあたって、まず一九八四年から一九九〇年までの連邦裁判所の企業に対する量刑データの分析に着手した。そこでは、犯罪の性質、犯罪による損害の算定、企業の管理体制と犯罪の関係、企業のコンプライアンス・プログラムの有無、企業の過去の犯罪歴等が分析された⁽¹⁰⁾。そして、これらの要因が量刑に与えた影響を検討し、そこから企業に対する有効な量刑の特性を抽出することが目指された。このような検討をふまえて、量刑委員会は、まず一九八八年に高額の罰金刑をはじめとした、きわめて厳しい制裁方法を規定したガイドライン草案を提案した。しかし、この草案は、立法化までの間に、企業サードのロビー活動等の影響を受け、撤回を余儀なくされた。その後、量刑委員会によつて、一九八九年と一九九〇年の二度にわたり新しいガイドライン草案が提出されたが、これらの新しい草案も、量刑委員会内部での意見の対立や企業サードの反対に合い、撤回および部分的な修正を余儀なくされた。そのため、三度目の一九九〇年の草案も、罰金額の上限を当初の提案より引き下げ、多くの減輕事

由を設ける等の変更を施さざるを得なかつた。最終的に、いくつかの修正を施された一九九〇年草案が、一九九一年五月一日に連邦議会に提出され、再検討期間に変更を加えられることなく、同年二二月一日より施行される運びとなつた。⁽¹⁾

二 量刑ガイドラインの概要と目的

一九九一年一一月より施行された組織体に対する量刑ガイドラインは、連邦量刑ガイドライン第八章に規定されている。本章は、前文およびA節からE節の五節によつて構成されている。規定内容は、A節・一般原則、B節・犯罪被害者の救済、C節・罰金刑、D節・プロベイション、およびE節・細則となつてゐる。また、各条文には、本文に加え、用語の定義、補足説明および適用にあたつての注意事項が詳細に規定されている。

この量刑ガイドラインの適用の対象は、重罪およびA級の軽罪を犯した全ての組織体である。⁽¹²⁾ここでの「組織体」という用語は、個人以外の人を意味する。⁽¹³⁾具体的には、企業等の法人のほか、合名会社、法人格なき社団、ジョイン・ストック・カンパニー、労働組合、ビジネス・トラスト、年金財團、権利能力なき社団、政府および政府の行政上の一機関並びに非営利団体が含まれる。⁽¹⁴⁾

議会では、一九八四年量刑改正法の制定にあたつて、量刑ガイドラインに次の三つの目的を設定した。①一九八四年量刑改正法の規定する量刑目的の実現。②量刑の確実性および公平性の促進。③人間行動に関する科学の進歩の刑事裁判制度への反映。⁽¹⁵⁾ここでいわれる一九八四年量刑改正法の規定する量刑目的とは、次の四点を指す。①法の尊重を促進し、適正な処罰を提供するために犯罪の重さを反映すること。②犯罪に対して適切な抑止効果を加えること。

③被告人の将来の犯罪から市民を守ること。④被告人に教育的あるいは職業上の訓練、メディカルケアまたは他の矯正処遇を最も効果的な方法で提供すること。⁽¹⁶⁾したがって、組織体に対する量刑ガイドラインの作成にあたっては、それぞれの規定が、これらの目的に合致しているかが最も議論された。

さらに、組織体に対する量刑ガイドラインは、前文において、量刑にあたって的一般原則を明示している。第一に、裁判所は、可能な限り、犯罪によって惹起された被害の救済を組織体に命じなければならない。被害者に対する救済として犯罪者から支出させた財産は、刑罰としてではなく、むしろ被害者を犯罪が生じる前の状態に戻すための手段とみなすべきである。第二に、組織体が、主として犯罪目的のために、あるいは犯罪的な手段で運営されているとき、罰金は組織からその資金の全てを取り除くために十分な金額が設定されるべきである。第三に、その他の組織体に対する罰金額の範囲は、犯罪の重さおよび組織体の有責性に基づくべきである。第四に、刑事制裁の完全な履行を確保する必要があるとき、あるいは組織内において将来の犯罪行為の可能性を減少させるために講じるべき手段を確保する必要があるときには、プロベイションを科すことが妥当である。量刑ガイドラインの適用にあたって、量刑裁判所にはこれら四つの点を考慮することが要求されている。

- (1) 一九八四年量刑改正法および量刑ガイドラインについては、鈴木義男「アメリカ連邦刑事法の改正と量刑の適正化」判例タイムズ五五四号（一九八五）五一頁以下、同「アメリカ合衆国量刑基準とその後」法律のひろば四六卷一一号（一九九三）六八頁以下、田中利彦「アメリカの連邦刑事法改正」ジュリスト八三九号（一九八五）八〇頁以下、林幹人「合衆国連邦量刑法の改正」警察研究五七卷一〇号（一九八六）一七頁以下、石塚伸一「連邦量刑委員会（Federal Sentence Commission）」比較法雑誌一九卷四号（一九八六）八九頁以下、清水隆雄「連邦刑事犯に対する新量刑指針」ジュリスト九

○三二号（一九八八）六九頁、篠塚一彦「合衆国連邦量刑ガイドライン」上智法学論集三、巻二号（一九八九）一一一頁以下、菊田幸・「量刑ガイドラインとの後の状況」法律時報六三巻八号（一九九一）四八頁以下、鈴木義男・岡上雅美「アメリカ合衆国量刑委員会制度とその合憲性」シユリスト九八六号（一九九一）六四頁以下参照。

- (2) 28 U. S. C. § 994(q) (1995).
- (3) 28 U. S. C. § 994(p) (1995).
- (4) 「自然人に対する量刑ガイドラインの詳細については、Ilene H. Nagel, *Structuring Sentencing Discretion: The New Federal Sentencing Guidelines*, 80 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 883, 883-967 (1990). 参照。」
- (5) 28 U. S. C. § 994(c) (1995).
- (6) *Id.* § 944(d)
- (7) 菊田幸¹・前掲論文四九頁以下、および鈴木義男・岡上雅美・前掲論文六四頁以下参照。
- (8) 18 U. S. C. § 3553(b) (1995).
- (9) Richard S. Gruner, *Towards an Organizational Jurisprudence: Transforming Corporate Criminal Law through Federal Sentencing Reform*, 36 ARIZ. L. REV. 407, 411 (1994).
- (10) 連邦量刑委員会によるデータ分析を成果を紹介したムンスター、Mark A. Cohen, *Corporate Crime and Punishment: A Study of Social Harm and Sentencing Practice in the Federal Courts*, 1984-1987, 26 AM. CRIM. L. REV. 605, 605-662 (1989); Mark A. Cohen, *Corporate Crime and Punishment: An Update on Sentencing Practice in the Federal Courts*, 1988-1990, 71 B. U. L. REV. 247, 247-280 (1991).
- (11) ガヤルト・エツゾー導入までの経緯を述べたムンスター、Amitai Etzioni, *The U. S. Sentencing Commission on Corporate Crime: A Critique*, 525 ANNALS 147, 147-156 (1993); William S. Lofquist, *Legislating Organizational Probation: State Capacity, Business Power, and Corporate Crime Control*, 27 LAW & SOCIETY REV. 741, 741-783 (1993); Richard S. Gruner, *Just Punishment and Adequate Deterrence for Organizational Misconduct: Scaling Economic Penalties under the New Corporate Sentencing Guidelines*, 66 企業犯罪論の現状と課題（二・四）

S. CAL. L. REV. 225, 225-288 (1992).

(12) U. S. SENTENCING COMMISSION, FEDERAL SENTENCING GUIDELINES MANUAL [hereinafter U. S. S. G.] § 8A1. 1 (1995).

(13) 18 U. S. C. § 18 (1995).

(14) U. S. S. G., *supra* note 12, § 8A1. 1. (comment.).

(15) Richard S. Gruner, *supra* note 11, at 228.

(16) 18 U. S. C. § 3553(a) (1995). まだ、ガイドラインは、その前文において、「組織体およびその代理人に科される制裁が、総合すれば、適切な処罰、適正な抑止、ならびに組織が犯罪行為の防止、発見および報告のための内部構造を保持する動機を提供すべきことを留意すべき」へ述べている。U. S. S. G., *supra* note 12, Introductory Commentary.

第二節 罰金刑

一 従来の議論と量刑ガイドラインとの対応

従来、企業に対する刑事制裁の方法としては、罰金刑を中心とした財産刑が唯一のものであった。そのため、企業に対する刑事制裁の効果を検討する際にも、必然的に罰金刑の有効性が争われるかたちで議論が展開されてきた。企業に対する罰金刑は、とくに犯罪抑止の面において効果があるとされている。なかでも、「法と経済学」の視点からの分析が⁽¹⁾この点を強調する。⁽²⁾「法と経済学」の視点においては、企業は利益追求という目的のために、コストとベネフィットを考慮して行動する合理的な存在であることが前提とされる⁽³⁾。そして、犯罪のコストの側面として、罰金額とともに逮捕および有罪宣告の可能性を考慮に入れ、⁽⁴⁾のような企業にとってのマイナス要素が、犯罪による利

益を上回ることが制裁の抑止効果を高めるとする。したがって、この観点からは、罰金額が高いほど威嚇力が強まり、抑止効果も高くなることになる。ただし、このような分析においては、罰金刑と同様の威嚇力が、企業にとって支出という面で同じ経済効果をもつ損害賠償や税金によつても得られると考えられている。⁽⁴⁾

しかしながら、他方においてこのような罰金刑の犯罪抑止効果を認める見解に対しても、多くの批判が向けられている。第一に、企業をコストリベネフィットを基準として活動する单一の実体と捉えることは不可能であるといわれる。このような批判は、主に自然人のみが刑法上の主体となり得るとする観点から、企業を実体としてではなく、個人の利益を最大化するための手段と捉える論者からなされる。したがって、この観点からは、罰金刑だけでなく、企業に刑事制裁を科すこと自体が有効性に欠け不適切であり、個々の自然人に責任を帰し、制裁を科す方がより効果的と考えられる。⁽⁵⁾ 第二に、企業が罰金刑を科されても実際には痛手をこうむつていないとされる。つまり、企業に罰金刑が科されたとき、実際に経済的負担を強いられるのは企業ではなく、結局、従業者、株主または消費者といった責任のない第三者であるというのである。⁽⁶⁾ この問題点を解消するために、企業が罰金を第三者に還元することを禁止する権限を裁判所に与えることも提案されている。⁽⁷⁾ しかし、このような提案も実際的な有効性に欠けるとして支持を得るには至っていない。⁽⁸⁾ 第三に、最も大きな問題として、企業に対する罰金額が企業の資産規模によつて制限されるために、犯罪の重さ（違法収益や損害の額）に比例した罰金額を賦課することができず、十分な抑止力を保持し得ない点（いわゆる「予防の罠（deterrence trap）」）が主張される。⁽⁹⁾ 犯罪者が自然人の場合、罰金を完納できないときには、拘禁に処すことによつてその抑止力を担保することが可能である。しかし、企業の場合、拘禁に処し得ないことから

完納が不可能な状況を回避する必要が生じる。そのため、裁判所は、企業の資産規模によって罰金額の実質的な上限を設定されることになり、必ずしも抑止の目的を達し得る罰金額を違法収益や損害に対応させて科していくことができない⁽¹⁰⁾。つまり、「犯罪が重くなればなるほど、企業から徴収することができる罰金は適切さを失っていく」ことになるのである。さらに、「法と経済学」の観点に対してもは、経済効果のみが重視され、刑罰のみがもつステイグマの効果が軽視されている点もしばしば指摘される。ただし、刑罰のステイグマの効果を考慮することを主張する者の多くは、他方で罰金刑にはステイグマの効果は低いとして、その有効性については悲観的な見解を示している⁽¹¹⁾。

企業犯罪の重大性が次第に明らかになり、このような議論に関心が高まるなかで、企業に対する罰金刑は、ガイドラインの導入以前にも現実にいくつかの改正を経てきた。一九八四年の量刑改正法が制定されるまで、企業に対する連邦レヴェルで言い渡される罰金額は現実に極めて低いもので、有効性の欠如は明らかであった⁽¹²⁾。その原因は、一九八四年以前では、ほとんどの連邦刑法が自然人と企業の両者に対して同一の制裁規定を適用していたことにあつた。このため、拘禁刑と罰金刑が規定されている場合に、自然人の方が過酷な制裁を受ける可能性すら存在し、企業に対する刑事制裁の問題は、量刑の公平という観点からも放置できない問題として認識されるようになつていた。

企業に対する刑事制裁の連邦レヴェルでの実質的な改正は、一九八四年の量刑改正法において開始された。そこでは、企業に対する罰金額の上限が、全ての重罪および人の生命の喪失をともなう軽罪について五〇万ドルに、その他A級の軽罪について二〇万ドルに、さらに、生命の喪失をともなわない軽罪および全ての違反行為について一万ドルに引き上げられた⁽¹⁴⁾。これは、企業の資力の大きさと拘禁刑を科し得ないという性質を考慮し、同様の犯罪を自然人

が行つた場合よりも、実質的に罰金額を高く設定することを肯定するものであった。⁽¹⁵⁾その後、罰金額の算出方法の選択肢として、犯罪による利益と被害者の損害を考慮する規定がおかれ、量刑手続の過度な複雑化や遅滞をもたらさず、に算定可能な場合は、その二倍までの罰金刑を企業に科すことができるとする規定が設けられた。⁽¹⁶⁾この規定は、大企業の犯罪行為がもたらす甚大な違法収益や被害者の損害以上の罰金額を確保することを目指したものであつた。⁽¹⁷⁾しかし、これらの改正では、なお企業犯罪の重大性を反映できていないとの評価が一般的であり、罰金額の上限および算定方法の両者について抜本的な変更が必要とされていた。

二 量刑ガイドラインの罰金刑

このように企業に対する罰金刑のあり方については、従来、様々な疑問が投げかけられてきたが、新しいガイドラインのもとで企業犯罪の適切な抑止と適正な処罰を可能にすべくその内容が刷新された。⁽¹⁸⁾新しい罰金刑は、犯罪の重さと犯罪者の有責性に焦点をあてた次のような四段階の量刑プロセスを経て算定される。⁽¹⁹⁾①犯罪の重さに従つて、「基礎罰金額 (based-fine)」を決定する。②組織体の有責性の程度を「〔有責性のスコア〕に関する基準 (the form of a "culpability score")」に従つて決定する。③基礎罰金額に有責性のスコアに対応した上限値と下限値を乗じ、適用可能な罰金額の範囲を計算する。④適用可能な範囲内で適正な罰金額を決定する。

裁判所は、量刑ガイドラインが予測し得なかつた事由を根拠としてガイドラインによって示された量刑範囲外の刑の量定を行うことができる。ただしその際は、ガイドラインの量刑範囲を外れる理由だけでなく、具体的に決定した量刑の理由も示されねばならない。⁽²⁰⁾また、罰金刑に加えて損害賠償の支払や犯罪による利益の没収を併せて命じること

とも可能である。⁽²¹⁾

さらに詳細な考察をすすめるために、金融詐欺罪 (financial fraud) によって一〇〇万ドルの不正な収益を得て、一一〇万ドルの損害を被害者に与えた企業を例に具体的な量刑のプロセスを追つていくこととする。⁽²²⁾ まず、裁判所は基礎罰金額の算定を行う。この基礎罰金額の算定には次の三つの方法が用いられ、そのうちの最高額が、その後の量刑プロセスに採用される。第一に、量刑委員会が定めた自然人に対する量刑ガイドラインを参考に、犯罪を四二のレヴェルの数値で評価し、これを各レヴェルごとの組織体に対する罰金額を記したガイドライン中の表にあてはめて当該犯罪の罰金額を決定する方法が用いられる。先に示した

表I 犯罪のレヴェルと罰金額の関係

犯罪のレヴェル	罰 金 額	犯罪のレヴェル	罰 金 額
6以下	5,000	23	1,600,000
7	7,500	24	2,100,000
8	10,000	25	2,800,000
9	15,000	26	3,700,000
10	20,000	27	4,800,000
11	30,000	28	6,300,000
12	40,000	29	8,100,000
13	60,000	30	10,500,000
14	85,000	31	13,500,000
15	125,000	32	17,500,000
16	175,000	33	22,000,000
17	250,000	34	28,500,000
18	350,000	35	36,000,000
19	500,000	36	45,500,000
20	650,000	37	57,500,000
21	910,000	38以上	72,500,000
22	1,200,000		

注 UNITED STATES SENTENCING COMMISSION, FEDERAL SENTENCING GUIDELINES MANUAL, § 8C2.4(d) (1995). による。

事例にあてはめてみると、金融詐欺罪の犯罪レヴェルは一七とされており、表に示されたレヴェ

ル一七の罰金額の二五万ドルが基礎罰金額とされる⁽²³⁾（表I参照）。第二に、違法収益から導く方法がとられる。⁽²⁴⁾ でいう違法収益には犯罪行為による直接的な金銭上の利益と削減できた支出が含まれる。したがって、先に示した事例では、一〇〇万ドルが基礎罰金額とされる。第三に、被害者の金銭的な損害から導かれる。ただし、ここで考慮されるのは、意図的に（intentionally）、認識をもつて（knowingly）または無謀に（recklessly）惹起された損害に限られる⁽²⁶⁾。先に示した事例において、金銭上の損害の一二〇万ドルのうち五〇万ドルについて、認識があつたと仮定すると、五〇万ドルが基礎罰金額となる。したがって、三つの方法で求められた基礎罰金額のうち、最高額の一〇〇万ドルが以後の量刑プロセスに用いられる。

次に、企業の有責性のスコアが設定される。このスコアは〇から一〇までの一二段階から構成されている。設定作業では、全ての被告人がスコア五を基準点とし、加重事由があればスコアに加点され、減輕事由があればスコアは減点される⁽²⁶⁾。加重事由としては、次の四点がガイドラインに規定されている。①犯罪行為への管理者の関与または容認（プラス五ポイント⁽²⁷⁾）。②同種の犯罪歴（プラス一ポイント⁽²⁸⁾）。③裁判所の命令または禁止に対する違反行為（プラス三ポイント⁽²⁹⁾）。④犯罪調査における企業経営者による裁判の妨害（プラス三ポイント⁽³⁰⁾）。これに対して、減輕事由としては次の五点が規定されている。①犯罪の防止と発見のために効果的なコンプライアンス・プログラムの事前適用（マイナス三ポイント⁽³¹⁾）。②同種の犯罪の発見。③公的機関への犯罪の自己申告。④犯罪捜査への協力。⑤単なる有罪の答弁を超えた犯罪に対する責任の積極的な承認の表明（②から⑤の合計でマイナス五ポイント以内⁽³²⁾）。これらの加重・減輕事由を検討した結果得られた有責性の程度を示すスコアには、基礎罰金額と乗じて適正な罰金刑の範囲を

表II 有責性のスコア表

有責性のスコア	最小乗数	最大乗数
10以上	2.00	4.00
9	1.80	3.60
8	1.60	3.20
7	1.40	2.80
6	1.20	2.40
5	1.00	2.00
4	0.80	1.60
3	0.60	1.20
2	0.40	0.80
1	0.20	0.40
0以下	0.05	0.20

注 UNITED STATES SENTENCING COMMISSION,
FEDERAL SENTENCING GUIDELINES MANUAL, §
8C2.7 (1995).による。

導くための上限値と下限値があらかじめ決められている。たとえば、スコアが一〇のときは四・〇から二・〇、〇〇のときは〇・二から〇・〇五であり、この数値に基礎罰金額を乗じて、適用可能な罰金額を求める⁽³³⁾。先に示した例で加重・減輕事由を考慮したところ、スコア一〇となつたと仮定すると、適用可能な罰金額は四〇〇万ドルから二〇〇万ドルの範囲となり、裁判所はこの範囲内で罰金額を決定する（表II参照）。

以上のような新しい罰金刑に対する批判として、主に次の

三点をあげることができる。第一に、新しい罰金刑では、犯罪による収益と被害者の損害が罰金額決定の重要な要素とされるが、その算定はきわめて困難である⁽³⁵⁾。事実、新しいガイドラインでも、両者の計算が過度に複雑で訴訟の遅延をもたらす場合には、これを考慮することなく罰金額を算定することが認められている。このため、多くの事例において両者の計算が放棄され、新しい罰金刑の有効性が半減すると危惧される。第二に、新しい罰金刑では、企業に対する刑事制裁としていまだ不十分であり、犯罪の抑止は期待できない⁽³⁶⁾。今回導入された新しい罰金刑は、量刑委員会により当初提案され、企業等の激しい反対によつて廃止された以前の量刑ガイドライン草案の罰金刑よりも罰金額が相対的に軽く設定されている。このため、当初の制度を支持する論者から、適正な処罰とはなり得ないと主張される。第三に、複雑かつ不明確な規定のために企業がその内容を十分に理解できず、犯罪抑止の動機づけが保障されない。

い。⁽³⁷⁾ とくに、コンプライアンス・プログラムの実施と責任の減軽の関係については、説明が不明確であり、企業に犯罪予防を働きかけることができない」と指摘されている。

新しい罰金刑は、当初量刑委員会によつて提案された極めて厳しい罰金刑が企業サイドの強い反対のために廃案とされたあとの妥協の産物といわれる。しかし、それのみをもつて企業に対する固有の罰金額の算定プロセスを初めて設定した今回の罰金刑自体が全く無意味であるとするのは尚早であろう。企業の資力を考慮し、基本的に罰金額を高く設定しながら、他方において多様な有責性の減軽事由をつくるという「飴と鞭 (carrot-and-stick)」を使い分けた新しい罰金刑が企業の犯罪を有効に抑止し、適正な罰金額を算定し得るのか、今後の適用の動向に十分注目していくねばならない。⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾

(1) 「法と経済学」とは、法律問題を経済学の視点から分析・検討する学問領域であり、一九六〇年代にアメリカ合衆国においてG・カラブレインやR・ポズナーらの法学と経済学の両方に優れた見識をもつ学者によつて開拓され、一九七〇年代以降急速に発展した。⁴⁰ RICHARD A. POSNER, *ECONOMIC ANALYSIS OF LAW* 19-26 (3rd ed. 1986).

(2) 「法と経済学」の分野の第一人者であるR・ポズナーは、制裁によってもたらされるコストの側面から刑罰の効果を評価する。また、制裁は、逮捕および有罪宣告の可能性によつて、その効果を引き下げられると考える。たとえば、予測される収益が二〇〇万ドルで、逮捕される可能性が二五パーセントであれば、予測される収益と制裁によるコストを等しいものとするためには、基本的には制裁を四〇〇万ドルに引き上げる必要があるとす。⁴¹ RICHARD A. POSNER, *supra* note 1, at 307. 「法と経済学」による刑法のより詳細な検討については、Richard A. Posner, *An Economic Theory of the Criminal Law*, 85 *COLM. L. REV.* 1193, 1193-1231 (1985). 参照。

(3) John C. Coffee, Jr., "No Soul to Damn: No Body to Kick": An Unscandalized Inquiry into the Problem of Corporate Punishment,

79 MICH. L. REV. 386, 389 (1981). また、*Developments in the Law, Corporate Crime: Regulating Corporate Behavior through Criminal Sanctions*, 92 HARV. L. REV. 1227, 1235 (1979). まことに、ノベム＝ノベティシムの前提よりして、企業が利益の最大化を義務づけられてゐるとする考え方については、疑問が残るとする。しかし、「企業が利益を最大化せる義務を有しない」としても、少なくとも利益の最大化が極めて重要な企業目的の一つであることは明らかである」として、基本的には、この立場を肯定していく。

(4) たとえば、いわゆる「フォード・ピント・ケース」では、自動車の構造上の欠陥のために軽微な衝突事故で自動車が炎上し、運転手と同乗者が死亡したことに對して、自動車の製造会社が故意罪で起訴された。被告人であるフォード社は、事故発生の以前からピント車の構造上の欠陥と炎上の危険性を認識していた。あるいは、それを原因とした事故における被害者への損害賠償額の試算を行つていた。そして、その損害賠償額を欠陥箇所である燃料タンクの設計変更と修理に要する費用と比較していくことが訴訟において明らかにされた。つまり、フォード社は、ピント車の事故によつて年間一八〇人の死者と一八〇人の負傷者が発生した場合のフォード社への損害賠償請求額を四九五万ドルと予測し、これを回避するため、欠陥箇所の修理に要する一億二七〇〇万ドル（一台あたり一一ドル×販売した車の台数約一五〇万台）を支出するとは無意味と判断したふね。⁵⁹ State v. Ford Motor Co., No. 5324 (Indiana Super. Ct., filed Sept. 13, 1978). Lee P. Strobel, RECKLESS HOMICIDE? FORD'S PINTO TRIAL, 90 and 286 (1980); Francis T. Cullen, William J. Maakstad AND Gray Cavender, CORPORATE CRIME UNDER ATTACK 162-169 (1987). また、フォード・ピント・ケースの不法行為法からの分析を紹介した邦文文献として、R. P. マーロイ（馬場孝一・國武輝久訳）法に潜む経済イデオロギー——理論と実践のための比較論的アプローチ——（一九九〇）111-16頁以下。なお、本件の概要について、本稿二章第四節の脚注(32)参照。

(5) John C. Coffee, Jr., *Corporate Crime and Punishment: A Non-Chicago View of the Economics of Criminal Sanctions*, 17 AM. CRIM. L. REV. 419, 419-476; John C. Coffee Jr., *supra* note 3, at 407.

(6) John C. Coffee, Jr., *supra* note 3, at 401; Eliezer Lederman, *Criminal Law, Perpetrator and Corporation: Rethinking a Complex Triangle*, 76 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 285, 312-313 (1985). ある大企業の場合、ほんどの株主は実質的に企業の活動方

針を決定する中枢とは無関係であり、抑止の効果とは無縁である。また、小さな企業の場合は、実権を有し、株主でもある経営者個人を罰した方が抑止の効果が期待できるとする張るべ。*Id.* at 316.

- (7) John B. McAdams, *The Appropriate Sanctions for Corporate Criminal Liability: An Eclectic Alternative*, 46 U. CIN. L. REV. 989, 996 (1977).

(8) Eliezer Lederman, *supra* note 6, at 316.

(9) John C. Coffee, Jr., *supra* note 3, at 389-393; Brent Fisse, *Reconstructing Corporate Criminal Law: Deterrence, Retribution, Fault, and Sanctions*, 56 S. CAL. L. REV. 1141, 1217-1218 (1983). BRENT FISSE AND JOHN BRAITHWAITE, CORPORATIONS, CRIME AND ACCOUNTABILITY 83 (1993). ただし、「奸詐の罪」として連邦及び各州文體にて、大谷實「企業犯罪と法人処罰」刑法解釈論集Ⅲ（一九九〇）一八頁。

(10) いわゆる資産規模の小さな企業においては、税納可能な罰金額を超えていた場合、五〇万ドルも五〇〇万ドルも同様の抑止力しか有しないとするべきだ。John C. Coffee, Jr., *supra* note 3, at 390-391.

(11) BRENT FISSE AND JOHN BRAITHWAITE, *supra* note 9, at 83.

(12) いわゆる企業において抑止力があるため、企業内の個人が利益を獲得している場合には、犯罪を抑止する力はなご点（John C. Coffee, Jr., *supra* note 3, at 393-400; Brent Fisse, *supra* note 9, at 1216-1217），および企業が有罪を認めるにとて個人の起訴を取り上げる訴訟取引が実際に少なからず用ひられるなかでは、経営者には抑止力が機能せず、犯罪抑止に効果があらはこないはず（Eliezer Lederman, *supra* note 6, at 316.）等が指摘される。

(13) 一九八四年から一九八七年の間に連邦裁判所による渡された企業二八八社に対する罰金刑の平均額は四万九一千六四ドルであった。Mark A. Cohen, *Corporate Crime and Punishment: A Study of Social Harm and Sentencing Practice in the Federal Courts, 1984-1987*, 26 AM. CRIM. L. REV. 605, 611 (1989); Mark A. Cohen, *Corporate Crime and Punishment: An Update on Sentencing Practice in the Federal Courts, 1988-1990*, 71 B. U. L. REV. 247, 254-256 (1991).

(14) 18 U. S. C. § 3571(c) (1995).

- (15) *Id.* § 3571(b).
- (16) *Id.* § 3571(d).

(17) Richard S. Gruner, *Just Punishment and Adequate Deterrence for Organizational Misconduct: Scaling Economic Penalties under the New Corporate Sentencing Guidelines*, 66 S. CAL. L. REV. 225, 228 (1992).

- (18) *Id.* at 231.

(19) Lisa Ryan-Boyle, Jason Simon and Julie Uebler, *Sentencing*, 29 AM. CRIM. L. REV. 739, 764-767 (1992). また、組織体に対する量刑ガイドラインの罰金刑の概要を紹介した邦文文献として、鈴木義男「法人に対する罰金額の算定—アメリカにおける「組織の誠み」法律のひねり四七巻10号（一九九四）七四頁以下、同「アメリカ合衆国量刑基準と法人に対する罰金額の算定」森ト忠先生古稀祝賀・変動期の刑事政策（一九九五）六八九頁以下がある。

- (20) 18 U.S. C. § 3553(b) (1995).

(21) U. S. SENTENCING COMMISSION, FEDERAL SENTENCING GUIDELINES MANUAL [hereinafter U. S. S. G], § 8C2. 9 (1995).

- (22) Richard S. Gruner, *supra* note 17, at 232-233.

- (23) U. S. S. G., *supra* note 21, § 8C2. 4(d).

- (24) *Id.* § 8C2. 4(a) (2).

- (25) *Id.* § 8C2. 4(a) (3).

- (26) *Id.* § 8C2. 5(a).

(27) *Id.* § 8C2. 5(b). 上級職員の犯罪への関与と有責性のスコアの加重との間の関係は、企業の規模に応じて、次の五つに分けられられる。①従業者が五千人以上の企業において、企業の上級職員が犯罪に関与し、犯罪を容認または意図的に見逃し、あるいは実質的に権限を有する職員による犯罪の容認が企業全体に浸透していた場合、および犯罪が実行された部署の従業者が五千人以上の企業において、その部署の上級職員が、犯罪に関与し、犯罪を容認または意図的に見逃し、あるいは実質的に権限を有する職員による犯罪の容認がその部署全体に浸透していた場合には、プラス五ポイント。②従業者が

一千人以上、五千人未満の企業において、企業の上級職員が、犯罪に関与し、犯罪を容認または意図的に見逃し、あるいは実質的に権限を有する職員による犯罪の容認が企業全体に浸透していた場合、および犯罪が実行された部署の従業者が一千人以上、五千人未満の企業において、その部署の上級職員が、犯罪に関与し、犯罪を容認または意図的に見逃し、あるいは実質的に権限を有する職員による犯罪の容認がその部署全体に浸透していた場合には、プラス四ポイント。③従業者が二百人以上、一千人未満の企業において、企業の上級の職員が、犯罪に関与し、犯罪を容認または意図的に見逃し、あるいは実質的に権限を有する職員による犯罪の容認が企業全体に浸透していた場合、および犯罪が実行された部署の従業者が三百人以上、一千人未満の企業において、その部署の上級の職員が、犯罪に関与し、犯罪を容認または意図的に見逃し、あるいは実質的に権限を有する職員による犯罪の容認が企業全体に浸透していた場合、および犯罪が実行された部署の従業者が二千人以上、一千人未満の企業において、その部署の上級の職員が、犯罪に関与し、犯罪を容認または意図的に見逃し、あるいは実質的に権限を有する職員による犯罪の容認が企業全体に浸透していた場合、および犯罪が実行された部署の従業者が二千人以上、一千人未満の企業において、その部署の上級の職員が、犯罪に関与し、犯罪を容認または意図的に見逃し、あるいは実質的に権限を有する職員による犯罪の容認が企業全体に浸透していた場合には、プラス三ポイント。④従業者が五〇人以上、二〇〇人未満の企業において、実質的に権限を有する職員が、犯罪に関与し、犯罪を容認または意図的に見逃した場合は、プラス二ポイント。⑤従業者が一〇人以上、五〇人未満の企業において、実質的に権限を有する職員が、犯罪に關与し、犯罪を容認または意図的に見逃した場合には、プラス一ポイント。

(28) U. S. S. G., *supra* note 21, § 8C2. 5(c). 企業の過去の犯罪歴と有責性のスコアの加重との間は、期間に応じて次の二つに分けて規定されている。①類似の違法行為に基づき刑事処分を受けてから五年未満のときは、プラス二ポイント。②類似の違法行為に基づき刑事処分を受けてから五年以上、一〇年未満のときは、プラス一ポイント。

(29) U. S. S. G., *supra* note 21, § 8C2. 5(d).

(30) *Id.* § 8C2. 5(e).

(31) *Id.* § 8C2. 5(f). ただし、コンプライアンス・プログラムの存在を根拠とした有責性のスコアの減輕は、次の場合には、認められない。企業の上級職員（一つの部署の職員が二〇〇名以上の場合は、その部署の上級職員）、またはコンプライアンス・プログラムの運営・執行の責任を有する者が、犯罪に関与し、犯罪を容認し、あるいは意図的に見逃したとき。つまり、実質的な権限を有する者の関与は、企業が、効果的なコンプライアンス・プログラムをしていなかつたことの推定として機能する。ただし、反証は認められる。さらに、公的機関への犯罪の報告が不合理に遅らされたときにも、コンプライアン

ス・プログラムの存在を根拠とした有責性のスコアの減輕は認められない。

- (32) U. S. S. G., *supra* note 21, § 8C2. 5(g).

- (33) *Id.* § 8C2. 7.

- (34) 本規定に基づいた罰金刑は、制定法によりて定められた最高額と最低額によつて制限を受ける。*Id.* § 8C3. 1

また、さうした領域において罰金額算定のプロセスの適用の例外を設けてくる。たとえば、反トラスト法に違反した價格協定等の損失額の正確な算出の困難な犯罪領域については、影響を受けた取引額の110ペーセントを損失額とみなす (*Id.* § 2R1. 1(d))。又は、食品および薬品に関する犯罪のうち消費者の健康および安全に対する侵害については、損失の金銭化が困難なりとかむ罰金刑の適用は認められない (*Id.* § 8C2. 1 (comment. n. 2.))。ただし、詐欺罪についてないの犯罪類型についても罰金刑の適用は認められる (*Id.* § 8C2. 1 (comment. n. 1.))。又は、環境法違反についてもガイドライン第八章によると、罰金刑は適用されなる。トライドの環境犯罪による種々の損失の金銭的な数値への変換の困難が根拠とされる (*Id.* § 8C2. 1 (comment. n. 2.))。詳細につき、Richard S. Gruner, *supra* note 17, at 266-288. 参照。

- (35) Richard S. Gruner, *supra* note 17, at 288-289

- (36) Michael K. Block and John R. Lott, Jr., *Is Curbing Crime Worth the Cost?*, N. Y. TIMES, 5 May, sec. 3, at 13 (1991).

- (37) Richard S. Gruner, *supra* note 17, at 288.

- (38) William S. Lofquist, *Legislating Organizational Probation: State Capacity, Business Power, and Corporate Crime Control*, 27 LAW & SOCIETY REV. 741, 753 (1993).

- (39) また、量刑ガイドラインは、組織体が、主として犯罪の遂行を目的とするあらゆる手段として運営された場合に、法定刑の範囲内で、組織体の全ての資産を剥奪するため十分な罰金額を定めるべきを命じてゐる (U. S. S. G., *supra* note 21, § 8C1.1)。したがつて、本節で説明したプロセスは考慮されなる (*Id.*)。

第四節 プロベイション

一 企業に対するプロベイションの発展過程

企業に対する刑事制裁としての罰金刑の限界が明らかにされるにつれ、それを補完あるいは代替する手段としてプロベイションが注目されるようになつた。プロベイションを企業に対する刑事制裁の手段として捉える端緒は、一九六六年に設置された連邦刑法の改正に関する国家委員会（National Commission on Reform of Federal Criminal Law）⁽¹⁾の議論に見出すことができる。そこでは、有罪判決の公表（publicity）、犯罪被害者への告知等と併せてプロベイションが企業に対する新たな刑事制裁の方法として検討され、有効な制裁手段であるとの支持を受けた。しかし、委員会は、その定義や適用方法の詳細については言及しなかつたために、すぐさまそれが実用化されるまでには至らなかつた。逆に、その後この問題に関する議論に大きな進展がみられなかつたことから、企業に対するプロベイションは議会や裁判所に忘れ去られていたとの指摘もみられる。⁽²⁾

このようにプロベイションを企業に対する刑事制裁の一手段として立法化しようとする動きが活発化しないなかで、一九七一年のアトランティック・リッチフィールド社・ケースにおいて、企業に対してプロベイションが初めて言い渡された。そこでは、企業にプロベイションを命じるにあたつて、既存の一九二五年連邦プロベイション法を企業に對しても適用するという方法が採られた。本件の概要是、アトランティック・リッチフィールド社の工場が違法に汚染物質を流出したことに対し、第一審が当該違反行為に対する罰金刑の最高額である一五〇〇ドルでは十分に犯罪

の重さを反映しておらず、将来の犯罪の防止にも適当でないとして、土壌および河川に流出したオイルの処理のためのプログラムの実行を遵守事項とした六〇日間のプロベイションを企業に命じたというものである⁽⁴⁾。これに対して、第七巡回区控訴裁判所は、企業に対してプロベイションを科すことは適法であるが、当該事件の場合、①その遵守事項は容認し得ないほどに苛酷で、②遵守事項の基準が企業にとって不明確であると述べ、その遵守事項を無効とした⁽⁵⁾。この判決を受けて、その後、企業に対するプロベイションは法的に有効ではあるが、法人の活動方針を定めたり、管理システムの改善を求めるといったアトランティック・リッチフィールド社・ケースの第一審が示したような遵守事項を課すことはできず、罰金刑の履行の監視等に内容が制限されるという方向で実際の運用は推移した。このような罰金刑の履行の監視を内容としたプロベイションについては、企業の活動方針や管理システムの改善を遵守事項とするプロベイションに比べインパクトが低いことから、必ずしも高い評価を得ていなかつた。しかし、従来より罰金刑を言い渡された企業の多くがこれを完納していないという事実が指摘されており、刑事システムの基盤である法の公平性の確保という観点からも何らかの対策の必要性が説かれていた⁽⁶⁾。このような状況をふまえた場合、罰金刑の履行を監視するプロベイションも一定の意義を有していると思われる⁽⁷⁾。

このように企業に対するプロベイションは、既存の一九二五年連邦プロベイション法の対象に自然人だけでなく法人も含まれるという拡大解釈を行うことにより運用されてきたが、一九八四年量刑改正法は、企業に対するプロベイションを罰金刑の代替手段として明確に法定化するに至つた。ただし、ここでも企業の活動方針や管理システムへの介入を遵守事項とするプロベイションには消極的な姿勢が維持され、罰金刑や社会奉仕命令の履行の監視のみが採用

されるにとどまつた。⁽⁹⁾しかし企業の違法行為が規模を拡大しているにもかかわらず、これを効果的に規制するための手段が完備されていない状況のなかで、なおも遵守事項を罰金刑等の履行に限定するプロベイションの運用のあり方に對して疑問が高まり、一定の企業活動や管理システムの改善を遵守事項として命じるプロベイションへの支持は、もはや無視することのできない有力な見解となつていった。⁽¹⁰⁾

以上のような経緯を踏まえ、連邦量刑委員会は、一九八八年より企業に対する刑事制裁の適正なあり方について検討するなかで、従来の罰金刑や社会奉仕命令の履行の監視に加え、企業にコンプライアンス・プログラムの実施を命じる等の遵守事項を内容とするプロベイションの導入を提案した。この提案は、司法権の必要以上の企業活動への介入であるとして、企業側からの強い批判にさらされたが、最終的に一九九一年一一月に施行された組織体に対する量刑ガイドラインにおいて採用されるに至つた。⁽¹¹⁾

二 量刑ガイドラインのプロベイション

新しい量刑ガイドラインは、一定の条件のもとで企業に対する刑事制裁として次の三つの形態のプロベイションを適用できる旨を規定した。⁽¹²⁾①企業活動の具体的な変更または制限を求めることによつて、将来の犯罪の防止を図るプロベイション。②企業活動に対する外部からの監視を強化するため、過去の犯罪の原因を分析し、その公開を命ずるプロベイション。③その他の不十分な量刑目的を促進するためのプロベイション。また、これらのプロベイションの実施期間については、重罪の場合で一年以上五年以下、その他の罪の場合で五年以下と規定されている。⁽¹³⁾

企業に対するプロベイションはその適用を禁じる規定がない限り、すべての連邦犯罪に對して適用することができ

(14) る。とりわけ、次のような状況のいずれかにあてはまるときには、プロベイションが必要なに言い渡される。①被害弁償の確保、救済命令の実施、または社会奉仕命令の遂行のために必要な場合⁽¹⁵⁾。②企業に対し罰金等の財産刑が言い渡されたが、一度に完納できず、一定の期間支払能力を維持するために監視が要求される場合⁽¹⁶⁾。③五〇名以上の従業者を有する企業がコンプライアンス・プログラムを量刑の時点までに実施できていない場合⁽¹⁷⁾。④企業の刑事責任が問われた量刑の過去五年以内に企業の従業者または代理人によって同種の犯罪行為が行われていた場合⁽¹⁸⁾。⑤企業内の自然人の刑事責任が問われた量刑の過去五年以内に、企業または企業内の一部署の上級者によって同種の犯罪行為が行われていた場合⁽¹⁹⁾。⑥諸条件が、将来の犯罪の可能性を減少させるために企業内において変化を確保するプロベイションの必要性を示している場合⁽²⁰⁾。⑦企業に科された量刑に罰金刑が含まれていなかつた場合⁽²¹⁾。⑧一九八四年量刑改正法が設定した四つの量刑目的のいずれかを確保するためにプロベイションが必要な場合⁽²²⁾。

プロベイションの遵守事項は、保護観察官または裁判所が指命した専門家による判決前調査を参考に決定される⁽²³⁾。
具体的な内容をみていくと、量刑ガイドラインは、一般遵守事項として、以下の内容を規定している。①犯罪を行わないこと⁽²⁴⁾。②罰金もしくは被害弁償の履行、または社会奉仕を実行すること⁽²⁵⁾。③その他、合理的に当該犯罪と関連があり、自由または財産の不必要的剥奪をともなわない遵守事項を実施すること⁽²⁶⁾。また、特別遵守事項として以下の内容を規定している。①犯罪者の負担によつて犯罪、有罪判決、量刑および採用された救済処置を詳細に公表すること⁽²⁷⁾。②経営状態に関する、裁判所へ定期的に報告すること⁽²⁸⁾。③裁判所または保護観察官に対して、定期または不定期に、業務記録記載事項に関して説明すること⁽²⁹⁾。④経営状態の悪化や訴訟の当事者となることが予想される場合、その旨を

裁判所へ通知すること。⁽⁵⁾財産刑を定期的に履行すること。⁽⁶⁾被告人や裁判所によつて作成されたコンプライアンス・プログラムを実施すること。⁽³¹⁾⁽³²⁾⑦犯罪事実およびコンプライアンス・プログラムの詳細について、従業者や株主に知らせること。⁽³³⁾⑧コンプライアンス・プログラムを実施し、犯罪の発生または被告人に関する調査の経過に関して裁判所へ定期的に報告すること。⁽³⁴⁾⑨コンプライアンス・プログラムの履行を監視するため、裁判所が、設備および記録の定期的な調査や従業者へのインタビューを行うこと。⁽³⁵⁾⁽³⁶⁾企業がこれらの遵守事項に違反した場合は、裁判所はプロベイション期間の延長、より制限的な遵守事項の採用または再度の量刑を行うことができる。⁽³⁷⁾

遵守事項の内容からも明らかのように、企業に対する量刑ガイドラインでは、コンプライアンス・プログラムの促進に重点がおかれている。ここで規定されているコンプライアンス・プログラムは、裁判所が、外部の専門家に企業犯罪をとりまく環境についての判決前調査を指示し、その調査結果に基づき作成される。量刑ガイドラインは、コンプライアンス・プログラムの具体的な内容について次のように規定している。⁽³⁸⁾①従業者および代理人が従い、犯罪の可能性を合理的に減少させることが可能な基準および手続。⁽²⁾上級職員への法遵守についての監督責任の分配。⁽³⁾違法活動を行う性向のある者に管理権限を与えないための相当の注意。⁽⁴⁾訓練プログラムの作成と公表による全ての従業者および代理人への法遵守基準および手続の伝達努力。⁽⁵⁾法を遵守するための監督および監査システムの使用。⁽⁶⁾犯罪の実行およびそれを発見できなかつた過失の責任についての従業者の懲戒。⁽⁷⁾コンプライアンス・プログラムの修正を含めた犯罪への対応および将来の犯罪の防止のための合理的な措置。また、裁判所は、このような内容のプログラムを企業に対して言い渡す前に、まず経営者が自ら新しいコンプライアンス・プログラムとその実施スケ

ジユールを裁判所に提案することを認めなければならない。また、これを監視するために、プロベイションを受ける企業の従業者による定期的なレポートの提出や保護観察官による企業の監視等、いくつかの調査方法に従うことを命じることもできる。⁽³⁹⁾

量刑ガイドラインは、コンプライアンス・プログラムの促進等、積極的に企業活動や管理システムに介入し、改善していくことを遵守事項とするプロベイションを導入した。これは、従来の規定に比べて、裁判所の権限を拡大したこと意味着し、その効果に大きな期待がかけられている。しかし、他方で、このような新しいプロベイションは、いくつかの強い批判にもさらされている。第一に、企業活動への過度の介入は差し控えられるべきであるという見解がなお根強く主張される。⁽⁴⁰⁾ このようなプロベイションは、将来の犯罪防止という新しい量刑ガイドラインの目的に適しているとしても、多くの企業にとって経営方針に大きな影響を与える可能性を有しているため許されないとされる。さらに、コンプライアンス・プログラムの実行を遵守事項とするプロベイションは違法活動だけでなく、企業の合法な活動を規制し、競争力を低下させる結果、過剰な損害を企業に与え、株主および従業者等への影響が避けられない点も指摘される。⁽⁴¹⁾ 第二に、その実効性に対しても疑問が呈せられる。⁽⁴²⁾ コンプライアンス・プログラムを遵守事項としたプロベイションは、裁判所および保護観察官の能力の限界を考慮せずに論じられており、現実の運用には大きな期待はかけられないとされる。第三に、コンプライアンス・プログラムが新しいガイドラインのもとで適正に評価されるのかという点について企業は懸念をぬぐい去れずにいるとされる。すなわち、企業犯罪が発生すると、それだけでコンプライアンス・プログラムが効果的に機能していなかつたと評価されてしまう危険性が指摘されているのである。⁽⁴³⁾

このようなコンプライアンス・プログラムの効果に対する批判的な姿勢は、企業によるコンプライアンス・プログラムの実行への努力を低下させかねない。また、新しいガイドラインによると、企業が、コンプライアンス・プログラムを効果的に実施していた場合にもプロベイションを科される可能性が残る点も、無制限な企業活動への干渉であるとの批判が向けられている。⁽⁴⁴⁾

とくに、遵守事項が十分に明確化されていないなかでは、犯罪予防の側面が強い新しい形態のプロベイションに対し、過度の司法権の介入であるという危惧感は高まらざるをえない。したがって、明確に企業に対するプロベイションの効果が実証されていない今日において、司法権の介入が必要以上に強くなる危険性は十分に考慮される必要があるう。しかしながら、このような危険性のために、企業に対する刑事制裁の手段としてのプロベイションが完全に否定されるべくではなく、可能な限りこの危険性を低下させるために運用上の定型化が図られるべきであろう。⁽⁴⁵⁾プロベイションは、従来指摘されてきた刑罰によつて実際に不利益をこうむるのは企業ではなく従業者や消費者であるという問題が生じないという利点を有している。また、プロベイションは、罰金刑の代替刑となるだけでなく、抑止を基礎とした罰金刑では果たせない改善効果をも兼ね備えた制裁方法としてその効果にも注目が集まっている。⁽⁴⁶⁾

- (1) William S. Lofquist, *Organizational Probation and the U. S. Sentencing Commission*, 525 ANNALS 157, 159 (1993); William S. Lofquist, *Legislating Organizational Probation: State Capacity, Business Power, and Corporate Crime Control*, 27 LAW & SOCIETY REV. 741, 748 (1993).

- (2) William S. Lofquist, *Legislating Organizational Probation: State Capacity, Business Power, and Corporate Crime Control*, LAW & SOCIETY REV. 741, 748 (1993).

- (3) United States v. Atlantic Richfield Co., 465 F. 2d 58 (7th Cir. 1972).
- (4) 当該違反行為に対する刑事制裁は、五〇〇ヶ月以上二五〇〇ヶ月以下の罰金および110日以上一年未満の拘禁刑とするべし。これで「たたぬ」企業に対するべき、罰金のみが適用可能である。33 U. S. C. § 411 (1995).
- (5) 465 F. 2d 58, 61, n. 1.
- (6) ただし、本判決の根拠が、一九一五年連邦プロブライム法の規定上の制限であるのか、あるいはプロブライム法の遵守事項に関するメカニカル合衆国憲法の第十一・プロセス条項に基づく制限であるのか、裁判所は明確してこなかつた。Richard S. Gruner, *Beyond Fines: Innovative Corporate Sentences under Federal Sentencing Guidelines*, 71 WASH U. L. Q. 261, 303-304 (1993).
- (7) FRANK E. HAGAN, *INTRODUCTION TO CRIMINOLOGY: THEORIES, METHODS, AND CRIMINAL BEHAVIOR* 414-415 (2nd ed. 1990).
- (8) Stephen J. Rackmill, *Understanding and Sanctioning the White Collar Offender*, 56 FEDERAL PROBATION 26, 29 (1992).
- (9) Fred L. Rush, Jr., *Corporate Probation: Innovative Techniques for Restructuring Institutional Behavior*, 21 SUFFOLK U. L. REV. 33, 59 (1986).
- (10) Stephen A. Yoder, *Criminal Sanctions for Corporate Illegality*, 69 J. CRIM. & CRIMINOLOGY 40, 53 (1978); Comment, *Structural Crime and Institutional Rehabilitation: A New Approach to Corporate Sentencing*, 89 YALE L. J. 353, 353-375 (1979); John C. Coffee, Jr., "No Soul to Damn: No Body to Kick": An Unscandalized Inquiry into the Problem of Corporate Punishment, 79 MICH. L. REV. 386, 448-457 (1981); Richard S. Gruner, *To Let the Punishment Fit the Organization: Sanctioning Corporate Offenders through Corporate Probation*, 16 AM. J. CRIM. L. 1, 1-106 (1988).
- (11) 壓刑系譜会社は、当初企業のプロブライム法を必要以上の渡り難い改正を規定した方法を提案したが、企業サイドの反対により後退を余儀なくされた。このよき経緯に
ついて、William S. Lofquist, *supra* note 6, at 748.
- (12) Richard S. Gruner, *supra* note 6, at 303-304.

- (13) U. S. SENTENCING COMMISSION, FEDERAL SENTENCING GUIDELINES MANUAL [hereinafter U. S. S. G.], § 8D1. 2 (1995).
- (14) 18 U. S. C. § 3561(a) (1995).
- (15) U. S. S. G., *supra* note 13, § 8D1. 1(a) (1).
- (16) *Id.* § 8D1. 1(a) (2).
- (17) *Id.* § 8D1. 1(a) (3).
- (18) *Id.* § 8D1. 1(a) (4).
- (19) *Id.* § 8D1. 1(a) (5).
- (20) *Id.* § 8D1. 1(a) (6).
- (21) *Id.* § 8D1. 1(a) (7).
- (22) *Id.* § 8D1. 1(a) (8).
- (23) *Id.* § 8D1. 4. William S. Lofquist, *supra* note 2, at 743.
- (24) 18 U. S. C. § 3552(b) (1995). ここで、判決前調査は、①企業犯罪の性質および②プロセイシヨンの遵守事項を含む刑の種類を決定する。この調査の結果は、被告人に公開されねばならず、検察・弁護の双方からの異議を申し立てることが認められてる。
- (25) U. S. S. G., *supra* note 13, § 8D1. 3(a).
- (26) *Id.* § 8D1. 3(b). 被害弁償および社会奉仕命令の詳細については、本章第五節一および二参照。
- (27) *Id.* § 8D1. 3(c).
- (28) *Id.* § 8D1. 4(a).
- (29) *Id.* § 8D1. 3(b) (1). 被害者への告知の詳細については、本章第五節四を参照。
- (30) *Id.* § 8D1. 4(b) (2).
- (31) *Id.* § 8D1. 4(b) (3).

- (32) *Id.* § 8D1. 4(b) (4).
- (33) *Id.* § 8D1. 4(c) (1).
- (34) *Id.* § 8D1. 4(c) (2).
- (35) *Id.* § 8D1. 4(c) (3).
- (36) *Id.* § 8D1. 4(c) (4).
- (37) *Id.* § 8D1. 5.
- (38) *Id.* § 8A1. 2 (comment, (n. 3(k))).
- (39) *Id.* § 8D1. 4(c) (3).
- (40) William S. Lofquist, *supra* note 2, at 748-752; Michael K. Block and John R. Lott Jr., *Is Curbing Crime Worth the Cost?*, N. Y. TIMES, 5 May, Sec. 3, at 13 (1991).
- (41) Richard S. Gruner, *supra* note 6, at 305.
- (42) *Id.*
- (43) Dan K. Webb and Steven F. Molo, *Some Practical Consideration in Developing Effective Compliance Programs: A Framework for Meeting the Requirements of the Sentencing Guidelines*, 71 WASH. U. L. Q. 375, 396 (1993).
- (44) Jeffrey S. Parker, *Rules without . . . : Some Critical Reflections on the Federal Corporate Sentencing Guidelines*, 71 WASH. U. L. Q. 397, 417 (1993).
- (45) Richard S. Gruner, *supra* note 6, at 306.
- (46) たゞ、根強シトロギヤハ、ハクセイ業の批評的な立場（peer pressure）が憲法の遵守を促進し、犯謀を防ぐムード、公表&公ハトナヤタハ、トロゲハマセ遵守事項ムードハトロギヤハ、ハセテ指示する見解ムードハ、
Amitai Etzioni, *A Vote for Peer Pressure*, N. Y. TIMES, May 5, sec. 3, at 13 (1991).

第五節 被害者の救済

組織体に対する量刑ガイドラインは、罰金刑とプロベイションの他にも、被害弁償 (restitution)、救済命令 (remedial order)、社会奉仕命令 (community service order) やび犯罪被害者への告知 (notices to crime victims) の四つの制裁手段を規定し、量刑に際して多様な選択を可能にした。これらの制裁方法の共通点として、被害者の救済を主要な目的としている点をあげる⁽¹⁾ことができる。⁽²⁾このように被害者の救済が重視された背景としては、近時のアメリカ合衆国における被害者の権利運動の台頭⁽¹⁾、刑罰觀における応報思想への傾斜⁽²⁾、さらに企業犯罪における被害の甚大さへの認識の高まり⁽³⁾等の要因が強く影響していると思われる。本節では、新しいガイドラインのなかで、これらの制裁方法がどのような役割を果たそうとしているかを個別にみていきたい。

一 被害弁償

量刑ガイドラインの被害弁償は、企業が犯罪被害者に対して金銭を支払うことを命じる。そこでは、犯罪によつてもたらされた被害に関して、侵害をこうむる以前の状態に被害者を回復させること⁽⁴⁾が目指されている。この目的の促進を民事ではなく刑事手続を通じて行うこと⁽⁵⁾は様々な観点から支持されている。第一に、市場競争における公平性の回復を図ることができる。すなわち、民事に加え刑事司法においても被害弁償を命じることによって、はじめて企業犯罪による不正な収益を企業から完全に取り上げることが可能となり、企業の市場における不当な優位性を奪い、被害者の資産の回復を図るとともに、実質的な市場原理の保持が保障されるのである。第二に、刑事手続における刑事

制裁と損害賠償の一括処理によって、訴訟の効率化をもたらすことができる。⁽⁶⁾ 第二に、被害者個人よりも公的な訴追機関の方が企業の違法行為を証明するために必要な能力を有しており、被害者保護をより適正に達成することができ⁽⁷⁾る。第四に、被害弁償に抑止や改善といった効果が期待される。⁽⁸⁾

組織体に対する量刑ガイドラインは、被害弁償として二種類の方法を規定している。第一に、量刑ガイドラインは、合衆国法律集（United States Code）第一八編に規定された犯罪および一定のハイジャック犯罪⁽⁹⁾に対して、プロベイションの遵守事項として被害弁償を命ずることができる⁽¹⁰⁾を規定した。⁽¹¹⁾ 第二に、前記以外の犯罪に対し、一九八二年被害者および証人の保護に関する法律（Victim and Witness Protection Act of 1982）⁽¹²⁾ がその適用を規定している場合は、主刑として被害弁償を命ずることができる。プロベイションの遵守事項として被害弁償を課し、分納を認める場合には、量刑ガイドラインが定めるプロベイション期間の長期を超過することが許される。また、プロベイションの履行を確保するために、企業にその履行についての報告等をプロベイションの遵守事項として課すこともできる。これによつて企業は長期間の法的拘束を受け、即時の支払い能力を上回る弁償額を課される反面、一度に過度な弁償を負担させられる危険を回避し、消費者や株主への二次的な被害をくい止めることができるとされる。この点からも明らかのように、量刑ガイドラインは、被害弁償を命じるにあたつて被害者と同時に、消費者・株主等の第三者に対する考慮を要求する。つまり、第三者への影響に配慮するため、罰金刑と同様、被害弁償についても企業の支払能力によつて弁償額が制限を受ける。⁽¹³⁾ 量刑ガイドラインは、このような制限の効果として、単に企業の破産の回避にとどまらず、弁償義務の履行による財政上の健全性の回復を見込んでいる。また、罰金刑と被害弁償の併科が企業の財政

上の健全性を損なうおそれがあるときは、被害弁償を優先し、罰金額が引き下げられる。⁽¹⁴⁾ 被害弁償の執行は、罰金刑または民事上の判決と同様の方法で行われる⁽¹⁵⁾。

量刑ガイドラインの被害弁償には、次の二点が問題として指摘されている。①被害弁償の適用についての裁判所の権限が不明確である。②被害弁償に適した被害者類型がガイドラインに記されていない。③弁償可能な被害の範囲が曖昧である。また、量刑ガイドラインと一九八二年被害者および証人の保護に関する法律との関係の不明確性についても、早急に改善すべき課題として残されている。

被害弁償は、自然人に対する刑事制裁の一手法として従来より取り入れられており、その意味では、目新しいものではない。しかし、他方において、組織体に対する量刑ガイドラインでは、企業犯罪に対応すべく、企業の資産の考慮、従業者や消費者への配慮あるいは企業活動の報告義務といった新しくユニークな内容も盛り込んでいる。⁽¹⁶⁾ したがって、これらの内容が、実際に企業に対する刑事制裁として有効に機能するのか、今後の展開に関心がもたれる。⁽¹⁷⁾

二 救済命令

組織体に対する量刑ガイドラインのもとで、救済命令は、被害弁償との選択的な刑事制裁として命じられる。⁽¹⁸⁾ 救済命令は、犯罪によつて惹起した被害の回復と、犯罪がもたらし得る将来的な被害の危険性の排除または軽減を企業に対して求めるものであり、プロベイションの遵守事項として執行される。⁽¹⁹⁾ このため救済命令には、将来的に被害が予想される被害者への賠償を確保するために必要な信託基金の創設を命じる場合も含まれる。⁽²⁰⁾ 量刑ガイドラインの救済命令は、被害弁償が被害者への救済策として不十分などきにのみ科される代替刑であると規定されている。⁽²¹⁾ 被害

弁償が不十分と認められるのは、次のような場合である。①被害者やその経済的損害の範囲を特定することが困難な場合。②被害が、多数の被害者にわたり、かつ個々の被害者に対する損害は小規模であるため、その損害回復を図る手続的な有効性が少ないとと思われる場合。③精神的または非金銭的被害が認められる場合⁽²²⁾。

しかしながら、実際には、新しい量刑ガイドラインのもとで、極めて広範な救済活動を裁判所の裁量権で命じることが可能となっている。なかでも、食品および薬品に関する法律の違反と環境犯罪において救済命令が重要な役割を担うとされる。たとえば、企業が人体に有害な物質を含有する薬品を販売して有罪となつた場合には、救済活動として、①薬品の販売店からの引き上げ、②顧客に対する勧告および③薬品による被害の発生を確認するための医療検診の機会の提供を命じることができる。また、環境犯罪では、石油流出事故における浄化の命令がその典型といえる。⁽²³⁾

ただし、行政機関も同様の救済命令の権限を有しているため、裁判所は両者の調整に配慮しなければならない。⁽²⁴⁾

新しいガイドラインのもとでの救済命令の問題としては、そこで認められている救済命令の程度の基準が不明確である点があげられる。この点に関して、ガイドラインには明示の制限を設けられておらず、ただ、企業の資力と救済の効果が実質的な歯止めとして裁判所によつて考慮されるにとどまる。しかし、救済命令の効果を高めるためには、対象となる企業だけでなく、量刑にあたる裁判官や保護観察官等の執行担当者に対しても明確な基準を示し、適正な運用の定型化を図る必要がある。⁽²⁵⁾

三 社会奉仕命令

組織体に対する量刑ガイドラインには、社会奉仕命令が規定されており、被害者の救済を目指した刑事制裁の一形

態として有罪判決を受けた企業に言い渡される⁽²⁶⁾。社会奉仕命令の導入によつて、裁判所は、犯罪により惹起された被害の修復を目的とした社会奉仕を企業に対して命じることが可能となつた。一方、企業に間接的な財政上の負担を課すために社会奉仕命令を用いることは認められない。そのような目的は、直接罰金刑を科す方が効果を見込めるはずであり、社会奉仕命令は、企業が犯罪によつて惹起した被害を修復するための技術、能力および知識を有する場合に限定すべきことが規定されている。⁽²⁷⁾ただし、企業に罰金刑の支払い能力が欠如する場合には、そのような目的を含めた社会奉仕命令の適用が認められる。ここからも明らかのように、社会奉仕命令は、高額の罰金刑が犯罪に無関係な第三者に転嫁されることを防ぎながら、重い制裁を科すことが可能であるという利点を備えていると考えられている⁽²⁸⁾。

量刑ガイドラインは、社会奉仕の目的を犯罪によつて惹起された被害の修復に求める。この点に関連した問題点として、量刑ガイドラインが社会奉仕の方法の一つとして、被害の修復に適した他の団体や組織への資金援助を規定している点が指摘される⁽²⁹⁾。資金援助は、被害の修復という観点からは、企業自らが社会奉仕に取り組む場合と同様の価値を有しており、新しいガイドラインのもとでも認められるべきとの主張がある⁽³⁰⁾。

また、量刑ガイドラインに規定された社会奉仕命令の問題としては、救済命令との差異が不明確である点もあげられる。これは、両者が共に犯罪によつて惹起された被害の修復を企業に対し求める性質を有していることに起因する⁽³¹⁾。このため、用いられるラベル以外に、両者にはほとんど差異はないとの見解さえみられる⁽³²⁾。しかし、社会奉仕命令の固有の目的として認められている次のような点を軽視することはできず、救済命令とは異なる有益な企業への制裁方法として大きな期待が掛けられているといえよう。①厳しい活動を企業に要求することで、制裁の一般予防効果が高い

まる。②特定の企業役員に社会奉仕を負担させることによって、制裁の特別予防効果が高まる。③奉仕活動によつて社会の応報感情を一定程度満たすことが期待できる。

他方において、量刑ガイドラインは、従来企業に対し適用されてきた社会奉仕命令のもう一つの形態である社会弁償（community restitution）には消極的な姿勢をとる。社会弁償は、慈善的な貢献や他の社会プログラムへの金銭的な援助によつて社会全体に利益をもたらすこと」を目的とし、これまでにも裁判所によつて企業に対し命じられてきた。しかし、この形態の社会奉仕に対しでは、次の六点の問題点が指摘してきた。①犯罪の重さに応じた不利益が賦課し得ていない。②単に罰金刑に相当する金額を他に転嫁しているにすぎない。③適切な貢献の程度を示す基準が存在しない。④多くの慈善事業の中から当該企業に最も適切なものを選択することは裁判所の能力を超えている。⑤裁判所に貢献の選択にあたつて公平性が欠如しているとの批判が浴びせられる可能性がある。⑥慈善団体等が裁判所に貢献を求めた場合に、利益の衝突が生じる可能性がある。³³⁾具体的な運用方法として、これまで社会弁償は、プロベイションの遵守事項として考へられてきたが、判例は、先にあげた問題点を考慮して、そのようなプロベイションの遵守事項の妥当性を否定し続けてきた。³⁴⁾近年では、企業犯罪の重大性を考慮し、プロベイションの遵守事項として、慈善的貢献を支持する立場が有力になりつつあるといわれる。³⁵⁾しかし、新しい量刑ガイドラインでは、従来の判例の姿勢を重視し、社会弁償の導入を認めなかつた。³⁶⁾

四 犯罪被害者への告知

新しいガイドラインは、これまでにみてきた二つの制裁方法と並んで、犯罪被害者への告知を被害者の救済を目的

とした刑事制裁の一種として規定する。しかし、犯罪被害者への告知は、被害者に対する直接的な救済を目的としたものではなく、企業犯罪の事実を知らせる」とによつて被害者の民事における損害賠償請求手続の促進を図ること」を目的としている。⁽³⁷⁾ 具体的には、詐欺 (fraud) およびその他の意図的欺瞞行為 (other intentionally deceptive practices) をともなう犯罪を犯した企業に対して、裁判所が、被害者へ「合理的な有罪判決の告知および説明」を与えるように命ずる。⁽³⁸⁾ 告知および説明のためにどのような手段を用いるかは、裁判所が決定する。⁽³⁹⁾ これと同様の制裁は、一九八七年に制定された自然人に対する量刑ガイドラインにも規定されており、企業に特有の刑事制裁ではない。⁽⁴⁰⁾

告知方法としては、被害者が特定可能な小人数にとどまるときは郵便による告知が予定されている。これに対し、相当の期間にわたつて大規模な犯罪行為が行われた場合のように、被害者を特定できないときは、テレビや新聞といつた広範囲に伝達能力をもつメディアを通じた広告が適切とされる。⁽⁴¹⁾ ただし、裁判所は告知方法として、各犯罪につき二万ドル以上を要するものを命じることはできない。⁽⁴²⁾ また、被害者への告知に要する費用が、犯罪による損害との均衡を著しく逸することは許されない。⁽⁴³⁾

多くの行政犯の場合、要件とされる意図的欺瞞行為が欠如するために、犯罪被害者への告知が適用されることとは稀である。また、これに加えて、行政犯では、被害者の損害が犯罪被害者への告知に要する費用に比べて著しく少ない場合や明らかでない場合も考えられる。しかし、価格協定等の被害者が自らの立場に気づかない犯罪類型の場合には、被害者への告知は十分に効果を發揮すると思われる。そのため、このような観点から、さらに踏み込んだ適用の可能性が探られるべきであると指摘される。⁽⁴⁴⁾

犯罪被害者への告知は、被害者の民事上の損害賠償請求を促すにむかはず、犯罪を犯した企業の社会的評価の低下をもたらすところの意味で、それ自体、十分に刑事制裁としてのインパクトを有している。⁽⁴⁵⁾ また、行政機関に企業犯罪の重要性を喚起する点も指摘されており⁽⁴⁶⁾、有効な制裁として機能する」とが期待されている。

- (1) アメリカ合衆国における近時の被害者運動および被害者救済政策の動きを扱つたものとして、佐伯仁志「刑罰としての損害賠償——アメリカ合衆国連邦法を素材として——」平野龍一先生古稀祝賀記念論文集下（一九九二）八五頁以下、藤本哲也・朴元奎「アメリカ合衆国における被害者の権利運動と被害者救済政策——最近の動向を中心として——」被害者学研究四号（一九九四）一一五頁以下。
- (2) LARRY J. SIEGLE, CRIMINOLOGY : THEORIES, PATTERNS, AND TYPOLOGIES, 148-149 (4th ed. 1992).
- (3) 企業犯罪の被害の実体については、本稿第二章を参照。
- (4) William W. Wilkins, Jr., *Sentencing Guidelines for Organizational Defendants*, 3 FED. SENT. R. 118, 118 (1990).
- (5) Richard S. Gruner, *Beyond Fines : Innovative Corporate Sentences under Federal Sentencing Guidelines*, 71 WASH. U. L. Q. 261, 268 (1993).
- (6) *Id.* at 268-269.
- (7) *Id.* at 269.
- (8) Abraham S. Goldstein, *Defining the Role of the Victim in Criminal Prosecution*, 52 Miss. L. J. 515, 532-535 (1982); CHARLES F. ABEL AND FRANK H. MARSH, *PUNISHMENT AND RESTITUTION : A RESTITUTIONARY APPROACH TO CRIME AND THE CRIMINAL*, 4-5 (1984). また、佐伯仁志・前掲論文一一五頁参照。
- (9) ハードル一定のハイジャック犯罪とは、49 U. S. C. §§ 1472(h), (i), (j), (n) における「重罪を犯す」。
- (10) U. S. SENTENCING COMMISSION, *FEDERAL SENTENCING GUIDELINES MANUAL* [hereinafter U. S. S. G.], § 8B1. 1(a) (2) (1995).
- (11) 18 U. S. C. §§ 3663, 3664 (1995).

- (12) U. S. S. G., *supra* note 10, § 8B1. 1(a) (2).
- (13) *Id.* § 8C3. 3.
- (14) *Id.* § 8B3. 3(a). もとより、ガイドラインは、財産刑の優先順位を①被害弁償、②罰金、③その他の財産刑上の義務としている。¹⁸ *Id.* § 8D1. 4(b) (4).
- (15) 18 U. S. C. §§ 3661-3665 (1995). ただし、量刑ガイドラインはプロベインジョンの遵守事項として被害弁償を義務づける権限を裁判所に与えたのでも、企業はいれに違反した場合、再量刑を含めてプロベインジョンを違反した際の制裁を科される可能性がある。¹⁹ U. S. S. G. *supra* note 10, § 8D1. 1(a) (1) and § 8D1. 5.
- (16) Richard S. Gruner, *supra* note 5, at 270.
- (17) わが国において、被害弁償を企業への刑事制裁として考慮するに一定の理解を示すものとして、佐伯仁志・前掲論文²⁰を参考。
- (18) U. S. S. G., *supra* note 10, § 8B1. 2(a).
- (19) *Id.*
- (20) *Id.* § 8B1. 2(b).
- (21) *Id.* § 8B1. 2(a).
- (22) Richard S. Gruner, *supra* note 5, at 289.
- (23) *Id.* at 290.
- (24) U. S. S. G., *supra* note 10, § 8B1. 2(comment.).
- (25) 以前にも、トム・ハーティク・リッチフィールド社・ケースにおいて、プロベインジョンの遵守事項が漠然としているために、その状態が遵守事項を守っているのかを対象者が理解できなこととして、プロベインジョンの遵守事項が無効とされた。本章第三節参照。
- (26) 従来より、企業に対する刑事制裁の方法として社会奉仕命令を考慮する動きはみられた。たとえばフィンシーは、社会奉仕

命令が抑止」に繋ねる矯正を促すやう。Brent Fisse, *Community Service as a Sanction against Corporations*, 5 Wis. L. Rev 978-989 and 1001-1008 (1981). まだ、わが国における企業に対する刑事制裁として、社会奉仕命令を検討すべきとする議論もさることながら、瀬川晃・犯罪者の社会内処遇（一九九一）三八七頁。

その他、ガイドライン導入以前のアメリカ合衆国における企業に対する刑事制裁としての社会奉仕命令の展開を紹介したもののとして、原田明夫「法人と刑事責任（四）」判例タイムズ五四一号（一九八五）四四頁以下、林幹人「ホワイト・カラー犯罪の対策」現代の経済犯罪（一九八九）一八四頁、丸秀康「企業犯罪に対する刑事制裁としての社会奉仕命令—米国での議論を中心として」犯罪社会学研究一七号（一九九一）一〇九頁以下参照。

- (27) U. S. S. G., *supra* note 10, § 8B1. 3 (comment).
- (28) ダニローパスティ United States v. Danilow Pastry Co., 563 F. Supp. 1159, 1166-67 (S. D. N. Y. 1983). 参照。
- (29) Richard S. Gruner, *supra* note 5, at 293.
- (30) *Id.*
- (31) U. S. S. G., *supra* note 10, § 8B1. 2(a) and § 8B1. 3.
- (32) Richard S. Gruner, *supra* note 5, at 293.
- (33) Richard S. Gruner, *To Let the Punishment Fit the Organization: Sanctioning Corporate Offenders through Corporate Probation*, 6 Am. J. Crim. L. 22-23 (1988).
- (34) United States v. Wright Contracting Co., 728 F. 2d 648, 653 (4th Cir. 1984), United states v. Prescon Corp., 695 F. 2d 1236, 1238-40, 1242-44 (10th Cir. 1982).
- (35) Richard S. Gruner, *supra* note 33, at 37-38.
- (36) U. S. S. G., *supra* note 10, § 8B1. 3 (comment.).
- (37) Richard S. Gruner, *supra* note 5, at 295.
- (38) 18 U. S. C. § 3555 (1995).

- (39) *Id.*
- (40) U. S. S. G., *supra* note 10, § 5F1. 4.
- (41) *Id.*; Richard Gruner, *supra* note 5, at 297.
- (42) 18 U. S. C. § 3555 (1995).
- (43) *Id.*
- (44) Richard S. Gruner, *supra* note 5, at 297.
- (45) *Id.*
- (46) Richard S. Gruner, *supra* note 33, at 43.
- (47) Richard S. Gruner, *supra* note 5, at 296.

第六節 小 括

本章では、一九九一年にアメリカ合衆国で導入された組織体に対する量刑ガイドラインを概括的に検討し、企業に対する刑事制裁の新たな動向を捉えたいと試みた。これまでの検討をふまえた場合、企業に対する刑事制裁の新たな動向として、次の二点を指摘することができる。第一に、企業犯罪の重大性が考慮され、制裁がこれまで実施されてきたものに比べて相対的に重く設定されている。これによって、重大な被害をもたらした企業に対して適切な刑の量定が保障されるとともに、自然人と比較して資力が強大な大企業にも刑事制裁が十分に犯罪抑止力をもつものと期待されている。第二に、コハーリアンス・プログラムが着目され、企業の法遵守システムの改善を目的とした刑事制裁が規定されている。⁽²⁾このような制裁は、企業に遵法精神を喚起するとともに、将来の犯罪の発生を防止する役割

を兼ね備えていると考えられている。第三に、被害弁償や救済命令をはじめとして被害者救済の観点を重視した制裁が様々な方法で採用されている。一九七〇年代以降高まりつつある被害者の権利擁護の動きは、企業犯罪に対する制裁においても重要な位置を占めている。これらの点に鑑みれば、新しいガイドラインは、企業犯罪の特性を多様な観点から考慮したものと評価することができよう。

これまで、企業に対する刑事制裁についての検討は、応報、一般予防、特別予防といった刑事制裁の機能との関連で論じられることが多く、実際のデータに基づいた議論は手薄であった。したがって、今回導入された組織体に対する量刑ガイドラインが、どのような効果を發揮するのか注目の集まるところである。この点に関して、連邦量刑委員会は、一九九四年に、ガイドライン導入後、企業に対して量刑が行われた最初の五〇件のデータを公表した。⁽³⁾ ここから、注目すべきいくつかの特徴を拾い上げてみたい。第一に、量刑ガイドラインの適用を受けた犯罪のうち、最も多かったのは、詐欺罪（一八件）であった。この数値は、司法省から報告された一九八八年から一九九〇年までで企業を詐欺罪で有罪とした件数よりも若干多くなっている。⁽⁴⁾ また、環境犯罪と租税法違反が六件ずつで二番目に多かった。⁽⁵⁾ 第二に、導入以前との差異が顕著な点としては、次の三点をあげができる。⁽⁶⁾ ①企業への厳格な量刑（四七件）。②従業者五〇人未満の企業への適用（四四件）。③経営者や代表取締役への有罪宣告（三六六件）。第三に、罰金刑の算定において多く採用された加重事由は、上級職員または実質的な権限を有する者の犯罪への関与と犯罪の容認であつた。これに対して、減輕事由のなかで多く採用されたものは、公的機関への犯罪の報告と責任の積極的な承認であつた。他方、コンプライアンス・プログラムの実施を根拠に責任の減輕が認められた事例は一件にとどまつた。⁽⁷⁾

司法省は、組織体に対する量刑ガイドラインの適用を施行後に起訴された企業から開始する方針をとった。そのため量刑ガイドラインのインパクトを測るには、なおデータが不足しており、運用の動向を今しばらく静観する必要がある。⁽⁸⁾ その一方で、基準の不明確さといった、これまでに指摘されている問題点の改善は早急に考慮されるべきであろう。しかし、このようにいくつかの問題点が残されているとはいえ、企業を中心とした組織体に焦点を合わせた量刑ガイドラインの導入は、企業犯罪に対する刑事法の対応という観点からは、大きな前進として評価されよう。⁽¹⁰⁾

このようなアメリカ合衆国の企業の刑事制裁に対する積極的な姿勢は、諸外国にも大きな影響を与えつつある。イギリスやドイツでは、企業（法人）に対する罰金（過料）額の引き上げが行われる一方で、企業に対する新たな刑事制裁としてプロベイションの導入を支持する見解がみられる。⁽¹¹⁾ さらに、アメリカ合衆国では、量刑委員会が、今回のガイドラインを補うために、環境犯罪に対する組織体の量刑ガイドラインの草案を作成し、一九九三年に公表した。⁽¹²⁾ このような企業に対する刑事制裁をめぐる動向からしても、今後、企業犯罪に対する刑事法のあり方を議論するにあたっては、従来の刑事責任論だけでなく「いかに適正に処罰するか」という制裁論の観点から積極的にアプローチしていかねばならない。

(1) この点に関し、量刑ガイドラインは、制裁を重くすることによって、企業経営者のコンサルタントとの協議、従業者の監視を一層促進するが、その費用が結局、消費者に還元されるという従来より指摘されている問題を解決できないとの評価もある。Michael K. Block and John R. Lott, Jr., *Is Curbing Crime Worth the Cost?*, N. Y. TIMES, 5 May, sec. 3, at 13 (1991).

(2) わが国において、企業のコンプライアンス・プログラムの効果に着目したものとして、齊藤豊治「東芝ココム違反事件と外為法の改正」犯罪と刑罰六号（一九八九）三七頁以下、同「外為法の経済外的規制——東芝機械事件から一九九一年夏ま

ド——」甲南法學四七卷一號（一九九四）四七頁参照。

- (3) Saul M. Pilchen, *When Corporations Commit Crimes: Sentencing under the Federal 'Organizational Guidelines'*, 78 JUDICATURE 202, 205-206 (1995).

(4) *Id.* at 205.

(5) *Id.*

(6) *Id.* at 206.

(7) *Id.*

(8) ただし、企業犯罪の訴追件数がなお少数にとどまれば懲罰にかかる。従来より訴追機関が、企業犯罪の捜査に消極的である点が指摘されており、新しい量刑ガイドラインが、より強め一定のインペクションをもつて、これが期待されていたが、これまでのところはまだ変化せずにいる。William S. Lofquist, *Organizational Probation and the U. S. Sentencing Commission*, 525 ANNALS 147, 169 (1993).

- (9) Stephen J. Rackmill, *Understanding and Sanctioning the White Collar Offender*, 56 FEDERAL PROBATION 26, 32 (1992).

(10) たとえば、日本のガイドラインにて「〇・オバーマイターは「國家は企業をローリングしたむじかなこせぬ」と詔誓した」と述べ、やや有効性に期待を表して、Otto G. Obermaier, Drafting Companies of Fight Crime, N. Y. TIMES, 24 May, sec. 3, at 11 (1992).

- (11) イギリスにおいて、法人に対する刑事制裁としてのプロブレムへの導入を提唱するアーヴィング・David Bergman, *Corporate Sanctions and Corporate Probation*, NEW LAW JOURNAL, 25 September 1312, 1312-1313 (1992); Gray Slapper, *Corporate Punishment*, NEW LAW JOURNAL, 7 January 29, 29-30 (1994). 参照。これに対して、法律委員会は、法人に対する制裁方針として罰金刑以外を採用するより消極的な姿勢をみる。LAW COMMISSION, INVOLUNTARY MANSLAUGHTER, 135 LAW COMMISSION CONSULTATION PAPER 133 (1994).

また、ドイツにおいて、プロブレムの導入を主張するルドルフ・Matthias Korte, Juristische Person und Strafrech-

tliche Verantwortung (Inaugural Dissertation), 1991, S. 141; Anne Ehrhardt, Unternehmensdelinquenz und Unternehmensstrafe, 1994, S. 250 f. 略¹²⁾。

- (12) U. S. SENTENCING COMMISSION ADVISORY WORKING GROUP ON ENVIRONMENTAL SANCTIONS, PROPOSED ORGANIZATIONAL SENTENCING GUIDELINES FOR ENVIRONMENTAL OFFENSES, November 16, 1993. リビングル・マニフェストの文書も参照。Paul E. Fiorelli and Cynthia J. Rooney, *The Environmental Sentencing Guidelines for Business Organizations: Are There Murky Waters in Their Future?*, 22 B. C. ENVT. AFF. L. REV., 481, 481-502 (1995); Patrick J. Devine, *The Draft Organization Sentencing Guidelines for Environmental Crimes*, 20 COLUMN J. ENVT. LAW, 249, 249-299 (1995).

第三章 企業犯罪論の展望

第一節 序 論

これまでの検討では、刑事責任論と刑事制裁論から企業犯罪への刑法の対応を考察し、今日的な問題点を明らかにしてきた。このような検討をふまえた場合、刑事責任論と刑事制裁論に共通する問題意識として次の二点を指摘することができる。

第一に、組織構造やシステムといった企業の組織体としての性質に着目する傾向がみられる。従来の刑事法制は、自然人を対象として運用されてきた。たとえば、企業等の法人の刑事責任を論じる場合、企業の構成員である自然人の主觀と行為の特定を前提として、法人に刑事責任を帰すアプローチが主流であった。また、法人に刑事責任を課す

」とはできず、自然人だけが刑事責任の主体となることができるとする主張も根強く展開されていた。他方、企業に刑事制裁を科す際も、自然人を対象として設定された量刑基準が企業にも適用されていましたし、企業よりも経営者等の自然人に制裁を加えた方が効果的とする見解もあった。これに対して、今日の刑事責任論では、自然人の特定を前提とせず、コンプライアンス・プログラムや管理システムの欠陥に対する責任を企業に問う動きがみられる。また、刑事制裁についても、プロベイションを中心に、企業のコンプライアンス・プログラムの改善を内容とした方法が実施されている。したがって、今後、これらの企業の組織体としての性質に着目した展開が有効に機能するためには、企業の組織構造やシステムの実態を正確に把握する必要がある。

第二に、企業犯罪の被害や被害者の視点を考慮に入れた対応が顕著である。たとえば、刑事責任論では、法人に刑事责任を課すことが可能な犯罪類型を拡大する動きがみられる。このような動きは、企業の違法活動がもたらす被害の重大性と広範性をふまえ、刑法において対処すべき企業の違法活動の適正な範囲を模索するものと理解することができるよう。また、同様の問題意識から刑事制裁については、犯罪の重大性に見合った厳しい制裁が整備される一方で、被害者の救済をおいた施策が法制化されつつある。このような視点からの対応が成果をあげるためには、被害の実態を正確に捉えるためのリサーチが必要とされよう。

これら二つの課題に対して、犯罪学の領域における企業犯罪へのアプローチが、多くの示唆を与えることができると思われる。犯罪学の領域における企業犯罪の研究は、一九三九年にE・H・サザランドによつて「ホワイトカラー犯罪（White Collar Crime）」の概念が提唱されて以後、今日までの約五〇年間にめざましい発展を遂げた。その背景

には、資本主義経済が急速な成長を遂げるなかで、質的・量的に拡大し続ける企業活動の社会的な影響力に迅速に対応する必要性があつた。ただし、そこでは、主に企業犯罪という現象を正確に捉え、その原因を探ることに精力が注がれ、刑事法上の対応と結びつけた考察は、ほとんどみられなかつた。

しかし、近年の犯罪学においては、企業犯罪に取り組む際の視点が多様化し、企業の組織体としての性質や企業犯罪の被害や被害者に着目するという点で刑事責任論や刑事制裁論と相通じる問題意識から企業犯罪にアプローチする動きもみられる。したがつて、刑事責任論や刑事制裁論の抱える課題を解決し、企業への適切な刑事法上の対応を実現させるために、最近の犯罪学における企業犯罪へのアプローチを考察することは有益といえよう。さらにいえば、今日企業犯罪に対する刑事法上の対策が行き詰まつてゐる点を考慮すれば、犯罪学の成果を刑事責任論と刑事制裁論と有機的に結びつけることによつてはじめて適正な対応を実現することができるとすらいえよう。本章は、このような観点から刑事責任論と刑事制裁論に示唆を与えることを目指し、犯罪学の領域における企業犯罪研究の動きを考察するものである。まず、第一節で、犯罪学の領域での企業犯罪研究の発展過程を概観した後、第二節で、企業の組織構造やシステムの実態に着目した議論を、さらに、第三節で企業犯罪の被害と被害者の観点からの議論を展開することにしたい。

(1) サザランドは、「ホワイトカラー犯罪」の概念を一九三九年のアメリカ社会学会の会長就任講演において始めて提唱した。

Gilbert Geis, *White-Collar Crime: What Is It?*, in *WHITE-COLLAR CRIME RECONSIDERED* 31, 32-34 (Kip Schlegel and David Weisburd eds. 1992).

第二節 犯罪学における企業犯罪論の発展

一 企業犯罪に対する視座の変遷

犯罪学の領域において、企業犯罪の研究は、過去五〇年の間にめざましい発展を遂げてきた。しかし、その過程は必ずしも順調であつたとはいえない。すなわち、企業犯罪への今日的な問題設定が確立するまでには、いくつかの視座の変遷を見て取ることができるのである。したがつて、その経緯を概観することは、企業犯罪に対する現在の問題意識を正確に理解するうえで有効な手立てとなり得る。そこで、ここでは、これまでの企業犯罪研究の足跡をたどり、視座の変遷を概観していくことによって、企業犯罪の今日的な問題設定を明らかにしたい。

E・H・サザランドは、企業の社会的に有害な活動にいち早く着目し、その重要性を説いた。サザランドは、著書『ホワイトカラー犯罪⁽¹⁾』（一九四九年）において、企業活動の犯罪性に焦点をあてた実証的な調査の分析結果を報告した。そこでは、行政機関、裁判所および委員会の記録等を参考に、一九四四年以前の約四〇年間に、大企業七〇社が、通商規制法、不正広告、特許および著作権の侵害、戻税の違反、不当労働行為ならびに詐欺等によつて有罪判決等の不利な裁決を受けた回数が調査され、次の三點が明らかにされた。⁽²⁾ ①調査対象とされた企業のすべてが、少なくとも一度は自己に不利な裁決を受けていた。②そのうち九〇パーセントが慣習犯罪者（habitual criminal）であり、九七パーセントが再犯者（recidivist）であった。③それらの企業に対する刑事司法上の対応が寛大であった。ただし、調査の対象とされた九八〇に及ぶ裁決記録のうち、約一六パーセントにあたる一五九件のみが刑事事件であり、

他は民事または行政事件であつたという事実には注意を要する。サザランドは、企業活動の有害性を検証することにより、犯罪学の新たな研究領域を提唱し、その後の犯罪学の発展に大きく貢献したといわれる。⁽³⁾しかし、実際には企業固有の犯罪性にとくに注目していたわけではなく、「名望ある社会的地位の高い人物が、その職業上犯す」⁽⁴⁾ホワイトカラー犯罪の存在とその原因を証明する手段の一つとして、企業を扱うにとどまつた。⁽⁵⁾つまり、サザランドのホワイトカラー犯罪に対する関心は、主にそれまで貧困層に集中していた犯罪学の研究対象を富裕層にまで広げることと、富裕層の犯罪者に対しても自らの提唱する分化的接触理論 (differential association theory) ⁽⁶⁾が妥当することとを立証することに注がれていたのである。⁽⁷⁾

また、サザランドによつて提唱されたホワイトカラー犯罪は、定義の不明確さから、多くの批判にさらわれることになる。そのため、それ以後のホワイトカラー犯罪の研究では、定義の明確化を図るために、犯罪のどのような性質に焦点を絞るのかが議論された。たとえば、一九六四年にR・クイニーは、ホワイトカラー犯罪について議論する際に、犯罪者の社会的地位による限定を取り除き、犯罪と職務との関連を重視すべきであると説いた。⁽⁸⁾また、一九七〇年にH・エーデルハーツは、それに加え職務との関連性さえも省き、犯罪者のおかれた環境および犯罪の動機による概念の構成を提唱した。⁽⁹⁾さらに、一九七七年にA・ベクアイは、社会的地位の代わりに、犯行の手段に焦点をあてたホワイトカラー犯罪の定義を試みた。⁽¹⁰⁾ベクアイは、伝統的な犯罪とホワイトカラー犯罪の差異は、犯罪者が巧妙な手口によって犯罪を隠蔽するところにあると考えた。しかし、これらの提案によつて、ホワイトカラー犯罪の領域は、一層拡大し、抽象化していくこととなつた。そのため、ホワイトカラー犯罪に関する議論は、焦点を絞り込めず、混

迷の度を深めることとなつた。また、そのなかでは、企業による逸脱行為や違法行為に対して特別な関心を向ける動きもみられなかつた。S・リードは、その要因として、①企業の組織構造が複雑であつたこと、②企業活動に対しても、刑事司法ではなく行政機関が主に規制にあたつていたこと、③調査資金について企業からの援助が期待できないこと、④市民が企業犯罪に直接関係することが少ないために、その関心が伝統的な犯罪に対する以上に欠如したこと⁽¹¹⁾をあげている。

ホワイトカラー犯罪に関する研究が大きな転機を迎えるのは、一九七〇年代後半のことである。「見るべき成果がほとんどない」⁽¹²⁾と評されていたそれまでの状況からの脱却を図り、M・B・クリナードとクイニーは、ホワイトカラーカー犯罪を「職務上の犯罪 (occupational crime)⁽¹³⁾」と「企業犯罪 (corporate crime)⁽¹⁴⁾」に分類することを提唱したのである。⁽¹⁵⁾そして、後者に関する実証的調査研究が、クリナードとP・イエガーラの手によって実施された。⁽¹⁶⁾この調査は、ホワイトカラーカー犯罪に新たな枠組みをもたらし、それまで欠如していた企業の違法行為についての本格的な実態調査を初めて実施したことから、「ホワイトカラーカー犯罪研究のルネッサンス」⁽¹⁷⁾と評されている。彼らは、この調査において、主に一九七五年から一年間のアメリカ合衆国における大企業四七七社に対する二五の連邦機関の行政法、民事法および刑法上の諸活動を分析し、次の四つの結論を導き出した。⁽¹⁸⁾①大企業の六〇パーセント以上が調査期間内に自らに対する何らかの訴訟を抱えていた。②逸脱がとくに顕著な企業は、起訴された企業（研究対象とされた企業全体の八パーセント）の一三パーセントにのぼり、それらの企業の犯した犯罪が、すべての犯罪の五二パーセントを占めた。③大企業の違法行為が目立ち、しばしば取りざたされる石油、薬品および自動車産業において全違法行為の二分

の一を占めた。④四〇年以上前にサザランドによつて指摘された違法行為を行つた企業への寛大な取り扱いは、依然として続けられていた。ここに至つて急速に企業による違法行為に関する関心が高まつた背景として、クリナードらは、次のような事情をあげる。⁽¹⁹⁾ ①企業活動の社会的・政治的影響力が劇的に増加した。②企業の違法活動へのメディアの関心が高まつた。③消費者運動が高まつた。④環境問題の重要性が増した。⑤ウォーターラー・ゲート事件等において、企業の上層部を含む一部の者への刑事司法制度の優遇的な取り扱いに注目が集まつた。⑥マルクス主義および新マルクス主義犯罪学によつて、そのような優遇的な取り扱いに批判が向けられた。

クリナードらの研究は、行政法および民事法上の違法行為を対象に含め、同意審決を有罪判決に含んでいたために犯罪の定義が抽象化しているとの批判を受けた。⁽²⁰⁾ しかし、この点を考慮しても、クリナードらの研究は、企業活動の有害性への注目を喚起するには十分なインパクトを有していたと評価できよう。このクリナードらの研究以後、ホワイトカラー犯罪のなかで大きな位置を占める領域として、企業活動にともない犯される犯罪、すなわち企業犯罪への関心が高まっていく。そして、企業犯罪においては、それまでのホワイトカラー犯罪の研究において関心の中心であつた犯罪者個人の特性から、企業自体の特性である組織体としての特性へと焦点が移行していくのである。⁽²¹⁾

二 企業犯罪の領域と類型

企業犯罪研究の発展過程は、以上のような視座の変遷の他に、企業犯罪の領域をいかに画し、あるいは類型化するかという視点からも観察することができる。ホワイトカラー犯罪の領域の問題に関連して、サザランドの提唱に疑問を呈し、その不合理性を説いた論者として、P・タッパンをあげることができる。タッパンは、一九六〇年に、ホワ

イトカラー犯罪の概念の提唱が、伝統的な刑法の領域から逸脱しており、そのため犯罪の意味が不明確化していると非難した⁽²²⁾。また、それは同時に、ホワイトカラー犯罪の概念が、科学的な分析に耐え得るだけの統一性をもてていない点に対する批判でもあった⁽²³⁾。このような批判は多数の支持をうけ、それ以後のホワイトカラー犯罪の議論に一定の方向性を与えた。すなわち、ホワイトカラー犯罪の定義を制限的に修正し、その領域を再構成する試みが活発化していくのである。この試みは、具体的に次の二つの方法によつて行われた。

第一に、ホワイトカラー犯罪に代わる、あるいはホワイトカラー犯罪を細分化する次のような新しい犯罪概念が提唱された。①副業的犯罪 (avocational crime: 自らを犯罪者とは考えておらず、収入源や地位は犯罪と無関係の者によつて犯される行為で、犯罪者という市民のラグリングによつて防ぐことができる犯罪)⁽²⁵⁾。②企業犯罪 (corporate crime: 企業の従業者によつて、企業のために、あるいは企業自身によつて犯される犯罪)⁽²⁶⁾。③経済犯罪 (economic crime: 主に詐欺 (deceit)、不当表示 (misrepresentation)、隠蔽 (concealment)、市場操作 (manipulation)、信託違反 (breach of trust) 等を含む非暴力的な違法活動)⁽²⁷⁾。④エリートの逸脱行為 (elite deviance: 経済および政界のエリートの反道徳、反倫理、あるいは違法な行為)⁽²⁸⁾。⑤職務上の犯罪 (occupational crime: 個人が自らの利益のために業務中に犯す、あるいは従業者によつて雇用者に対して犯される犯罪)⁽²⁹⁾。⑥組織体犯罪 (organizational crime)：従業者、消費者および一般市民を「身体的または経済的に」著しく害する組織体の目的に合致した違法活動⁽³⁰⁾。⑦専門的犯罪 (Professional Crime: 高度な犯罪経験、相当の技術、犯罪者間における高い地位、巧みな犯罪隠蔽をともなう経済的利益または経済的生計の違法な態様)⁽³¹⁾。⑧上層社会の犯罪 (upperworld crime: 社会構造における自らの地位の

表 I F・ヘーガンによる職務上の犯罪および企業犯罪の類型化

加害者

被害者	個人 (市民・消費者)	個人 (市民・消費者)	従業者	組織 (企業・国家)
	従業者	商人 vs. 消費者 専門家 vs. 顧客	個人的汚職 贈収賄	安全性の欠如した 製品の製造 欺瞞的広告
	組織 (企業・国家)	証券詐欺 租税詐欺	馴合協約	職業安全衛生法違反
			横領 インサイダー取引	産業スパイ 不正競争 特許法違反

* ■がヘーガンの分類において企業犯罪の範疇にあたる。

注 FANK E. HAGAN, INTRODUCTION TO CRIMINOLOGY 346 (1990) による。

確保のために、犯罪の主要な要素である職業上一定の地位を有する者によつて犯される違法行為⁽³²⁾。しかしながら、これらの定義も重複する領域が多く、相互に関連性を有していないとため、際立つた成果を残すことはできなかつた。

第二に、ホワイトカラー犯罪を類型化し、体系的な構成を作り上げることによつて、その内実を明確化することが試みられた。たとえば、H・エーデルハーツは、ホワイトカラー犯罪を次の四つに類型化し、抽象的ではあるが個人だけでなく、組織体による加害行為も念頭においた広範な犯罪概念を提倡した。⁽³³⁾ ①アドホック・バイオレイション(ad-hoc violations)・脱税等、個人的な理由から個人的な利益のためには犯された犯罪)。②信用の濫用(abuses of trust)・横領等の組織内において信用を有する個人によって他の個人に対してなされる犯罪)。③付隨的ビジネス犯罪(collateral business crime)・独占禁止法違反等の組織によつてこれらに利益を拡大するために犯される犯罪)。④信用詐欺(con games)・詐欺的な不動産取引等の顧客を騙す目的で犯される犯罪)。また、F・ヘーガンは、加害者と被害者の両者を個人(市

民や消費者）、従業者および組織（企業や国家）に分類したホワイトカラー犯罪の配列表を作り、職務上の犯罪と企業犯罪の多様性を示唆した⁽³⁵⁾（表I参照）。これらの提唱は、ホワイトカラー犯罪および企業犯罪の広範性を確認した点では有益な成果を残したといえる。しかし、これらの提唱によつても、普遍的で網羅的な類型化を実現することはできなかつた。

このように、企業犯罪の領域の画定と類型化の作業は、なおも未解決の問題として残されている。さらに、今日は、企業活動は、活動領域の拡大と性質の多様化によつて複雑さを一層増しており、一つの定義によつて一定の有害行為を企業犯罪として画し、それらを類型化することは、もはや不可能であるとの認識さえみられる。このために、近年では企業犯罪全般を扱うのではなく、特定の犯罪に対象を絞つた個別的な研究が盛んにすすめられている。⁽³⁶⁾また、類型化を試みる場合にも、これまでのような包括的な視野からではなく、一定の目的に資すことだけを目的とした限定的なものが増える傾向にある。なかでも、注目されるのは、一九八〇年代半ば以降活発化しつつある企業犯罪の被害と被害者に着目した類型化の試みである。

(1) EDWIN H. SUTHERLAND, WHITE COLLAR CRIME (1949) (本書の邦訳として、平野龍一・井口浩二訳・ホワイトカラー犯罪——独占資本と犯罪——(一九五五))。ただし、本書は、公刊の際に出版社がリサーク対象となつた企業の実名をあげることを躊躇したために数値のみがデータとしてあげられてた。しかし、その後一九八三年にG・ガイスとC・ゴフの序文を加え、すべての企業名等が記した“THE UNCUT VERSION”が出版された。EDWIN H. SUTHERLAND, WHITE COLLAR CRIME: THE UNCUT VERSION (1983)。本稿では、とくに記した場合を除き、後者に依拠している。

(2) EDWIN H. SUTHERLAND, *supra* note 1 (THE UNCUT VERSION), at 13.

- (3) EDWIN H. SUTHERLAND, *supra* note 1 (THE UNCUT VERSION), at 9.
- (4) SUE TITUS REID, CRIME AND CRIMINOLOGY 347 (6th ed. 1991).
- (5) EDWIN H. SUTHERLAND, *supra* note 1 (THE UNCUT VERSION), at 9.
- (6) Donald R. Cressey, *The Poverty of Theory in Corporate Crime Research*, in ADVANCES IN CRIMINOLOGICAL THEORY 31, 37 (William S. Laufer and Freda Adler eds. 1989). リセマハの脱離とは別に、ナショナルの課題企業の犯罪行為にあたるやうな課題を THEORIES, PATTERNS, AND TYPOLOGIES 352 (4th ed. 1992).
- (7) Edwin H. Sutherland, *White-Collar Criminality*, 5 AMERICAN SOCIOLOGICAL REV. 1, 1 (1940); Gilbert Geis, *White-Collar Crime: What Is It?*, in WHITE-COLLAR CRIME RECONSIDERED 31, 33 (Kip Schlegel and David Weissburg eds. 1992).
- (8) Richard Quinney, *The Study of White-Collar Crime: Toward a Reorientation in Theory and Research*, 55 J. CRIMINOLOGY, CRIM. L., & POLICE SCIENCE 208, 209 (1964).
- (9) HERBERT EDELMERZ, THE NATURE, IMPACT AND PROSECUTION OF WHITE-COLLAR CRIME 3 (1970). リカクス、本稿引用箇所は、LARRY J. SIEGEL, *supra* note 6, at 355. リ依拠した。
- (10) August Bequa, *Wanted: The White Collar Ring*, 5 STUDENT LAWYER 45 (1977). リカクス、本稿引用箇所は、SUE TITUS REID, *supra* note 4, at 345. リ依拠した。
- (11) SUE TITUS REID, *supra* note 4, at 347.
- (12) ジ・ダイス・ア・マイラーは一九六八年に出版したホワイトカラー犯罪に関する叢書「ホワイトカラー犯罪」G-19-4746の改訂版である。新たに加えられた新章「新たな犯罪」(新第II章)の著者がなじるに際しては、Gilbert Geis and Robert F. Meier, *Introduction*, in WHITE-COLLAR CRIME: OFFENSES IN BUSINESS, POLITICS, AND THE PROFESSIONS 1 (revised. ed. Gilbert Geis and R. F. Meier eds. 1977).
- (13) 「職務上の犯罪 (occupational crime)」の定義については本節を参照。

(14) 「企業犯罪（corporate crime）」の定義について本節に参照。ただし、企業犯罪の定義をホワイトカラー犯罪の定義と同様にして、企業の犯罪行為をも含むべきであるが存在する。

- (15) MARSHALL B. CLINARD AND RICHARD QUINNEY, CRIMINAL BEHAVIOR SYSTEMS : A TYPOLOGY 188 (2nd. ed. 1973).
- (16) MARSHALL B. CLINARD, ILLEGAL CORPORATE BEHAVIOR (1979); MARSHALL B. CLINARD AND PETER C. YEAGER, CORPORATE CRIME (1980).
- (17) FRANK E. HAGAN, INTRODUCTION TO CRIMINOLOGY : THEORIES, METHODS, AND CRIMINAL BEHAVIOR 375 (2nd ed. 1990).
- (18) *Id.*; MARSHALL B. CLINARD, ILLEGAL CORPORATE BEHAVIOR ; MARSHALL B. CLINARD AND PETER C. YEAGER, CORPORATE CRIME (1980).
- (19) SUE TITUS REID, *supra* note 4, at 347.
- (20) T. R. Young, *Corporate Crime : A Critique of the Clinard Report*, 5 CONTEMPORARY CRIMES 323, 323-336 (1981); Harold C. Barnett, *Corporate Capitalism, Corporate Crime*, 27 CRIME AND DELINQUENCY 4, 4-23 (1981).
- (21) MARSHALL B. CLINARD, ILLEGAL CORPORATE BEHAVIOR, Abstract (1979).
- (22) Paul. W. Tappan, "Who is the Criminal?", 12 AMERICAN SOCIOLOGICAL REV, in WHITE-COLLAR CRIME : CLASSIC AND CONTEMPORARY VIEWS 50, 56 (3rd ed. Gilbert Geis, R. F. Meier and Lawrence M. Salinger eds. 1995).
- (23) TONY G. POVEDA, RETHINKING WHITE-COLLAR CRIME 36 (1994).
- (24) リチャード・クィンニーによれば、Rebert G. Caldwell, *A Reexamination of the Concept of White-Collar Crime*, 22 FEDERAL PROBATION 30, 33 (1958); Gilbert Geis, *Toward a Delineation of White-Collar Offenses*, 32 SOCIOLOGICAL INQUIRY 160, 160-171 (1962); Richard Quinney, *supra* note 8, at 283.
- (25) Gilbert Geis, *Avocational Crime*, in HANDBOOK OF CRIMINOLOGY 411, 411-430 (Daniel Glaser ed. 1974).
- (26) MARSHALL B. CLINARD AND RICHARD QUINNEY, *supra* note 15, at 188.
- (27) AMERICAN BAR ASSOCIATION, FINAL REPORT OF THE COMMITTEE ON ECONOMIC OFFENSES (1976). たゞ、本稿で用箇所は、FRANK E. HAGAN, *supra* note 17, at 340. したがって
- (28) DAVID R. SIMON AND D. STANLEY ETZEN, ELITE DEVIANCCE 34-35 (4th ed. 1993).

- (29) MARSHALL B. CUNARD AND RICHARD QUINNEY, *supra* note 15, at 188.
- (30) Laura Schrager and James Short, *Toward a Sociology of Organizational Crime*, 25 *SOCIAL PROBLEMS* 407, 411-413 (1978).
- (31) MARSHALL B. CUNARD AND RICHARD QUINNEY, *supra* note 15, at 246.
- (32) Gilbert Geis, *Upperworld Crime, CURRENT PERSPECTIVE ON CRIMINAL BEHAVIOR* 114, 114-135 (A. Blumberg ed. 1974).
- (33) LARRY J. SIEGEL, *supra* note 6, at 355-356.
- (34) HERBERT EDELMERTZ, *supra* note 9, at 73-75. ただし、本稿引用箇所は、LARRY J. SIEGEL, *supra* note 6, at 355. に依拠した。
- (35) FRANK E. HAGAN, *supra* note 17, at 346-347.
- (36) たゞハグー、アメリカ合衆国の製薬産業における企業犯罪の実態を研究した、JOHN BRAITHWAITE, *CORPORATE CRIME IN PHARMACEUTICAL INDUSTRY* (1984) (本書の邦訳として、井上真理子監訳・企業犯罪：アメリカ製薬会社における企業犯罪のケース・スター ハイマー [1992] がある) やイギリスにおける詐欺罪の実態を研究した、MICHAEL LEVI, *REGULATING FRAUD: WHITE-COLLAR CRIME AND THE CRIMINAL PROCESS* (1987). 等をあげる) がである。

第三節 組織体理諭

1 組織体理諭の概要

現在、犯罪学における企業犯罪研究の関心は、主に企業の組織体としての性質に向かっている。⁽¹⁾これは、企業犯罪固有の性質に着目したものと意義づけることができる。」のような組織体としての性質に重点をおいた犯罪理論は、組織体理諭 (organizational theory) と呼ばれ、その端緒を一九七〇年代後半に見出す⁽²⁾ことができる。それ以後、「これまでに論じられてきた組織体理論は、概ね次の二つの観点から組織体の特性にアプローチしたものと理解する」とい

が可能である。⁽³⁾ ①組織体としての目標。②組織体のおかれた外的環境。③組織体の構造。以下では、この三つの観点について概観していきたい。

(1) 組織体としての目標

組織体理論は、企業が違法行為を行ふか否かに最も強い影響を与える要素の一つとして、組織体としての目標をあげる。つまり、企業は、利益の追求を第一次的な目標とする存在であり、その目標が合法的な手段では達成困難なときに、違法な手段を用いることになると説明されるのである。⁽⁴⁾ なかでも、目標達成へのプレッシャーが強い企業では、企業犯罪の発生する危険が高くなる。⁽⁵⁾ これまでの企業犯罪に関する研究においても、業績の悪い企業ほど違法行為に走りやすいことが指摘されてきた。たとえば、M・クリナードとP・イエガーは、「不景気な業種の企業は、一定の業種において成績の悪い企業と同様、高い確率で違法行為を犯す傾向がみられる」⁽⁶⁾ と述べている。

また、このような企業全体としての目標は、企業内部の各部署ごとに定められた目標によつてとつて代わられることがある。⁽⁷⁾ 大企業の場合、実際の企業活動では、最終目標として企業に利益をもたらすために、各部署ごとにさまざま個別の目標が設定されている。これらの目標は、必ずしも利益の追求を前面に押し出したものに限られない。たとえば、技術部門では、製品の性能向上が目標とされ、宣伝部門では消費者に好感をもたれる広告の作成が目標とされる。当然ながら、目標を設定する単位が細分化されるほど、目標は具体性を増し、その拘束力も強まる。したがつて、企業における違法行為の発生に最も影響を与えるのは、この小さな単位ごとに設定された直接的な目標であるとの主張がみられる。⁽⁸⁾

(2) 組織体がおかれた外的環境　組織体の特性の一つとして、組織体がおかれている外的環境が注目される。とくに、企業については、二つの外的環境が重要とされる。第一に、法的な拘束力との関係があげられる。企業の違法活動の可能性は、その活動を規制する法規の厳格さに応じて決定される。また、たとえ厳格な規定がおかれていても、その執行が緩やかであれば、企業犯罪の発生する可能性は高まることになる。さらに企業は、実際には立法および法の執行に少なからず影響力をもち、自らの活動を正当化することさえあり得るとされる。したがって、これらの要素が相まって、企業犯罪の発生に影響を与えることになる。なお、このような考慮に加え、①取締機関との関係、②企業活動の法的規制を支持するグループの影響力、および③世論の影響力の三つの要素が、企業犯罪の法的な拘束力を左右するとの指摘もある。⁽⁹⁾

第二に、経済的な要因との関係があげられる。とくに、市場の経済構造が強く影響する。この点については、アメリカ合衆国において反トラスト法との関係で多くのリサーチが試みられてきたが、これまでのところ統一的な見解が示されるには至っていない。たとえば、多数の企業で構成される業種は、隠蔽が困難なために価格協定の可能性は低いという点について、理論上一般的には合意を得ているといわれる。しかし、これに反する見解もみられる。たとえ業種が多数の企業によって構成されていても、参加者を制限して共謀は実行されると主張するのである。そこで重要なのは、一つの業種のなかに、支配的企業、中間企業、および下層企業という異なる立場の企業が存在することであり、このような立場が異なる企業の存在が認められれば、支配的企業が価格協定の共謀を行う可能性はあると主張される。⁽¹⁰⁾

(3) 組織体の構造 組織内部の構造が、企業の犯罪活動に影響を与えると指摘される。そこには、①企業の規模、

②企業内部の統制の構造、③組織内部のサブカルチャーが含まれている。

これまで、多くの論者が、犯罪を生み出す構造上の問題が大企業に存在することを強調してきた。しかし、逆に大企業には、法律や安全管理に関するエキスパートが存在することを理由に、犯罪性が低いと指摘する者も少数ながら存在する。⁽¹¹⁾ 経験的なりサーチは、これまでのところ企業の規模と犯罪性の関係を証明できずにより、両者の関係は不明である。⁽¹²⁾ ただし、大企業にみられる権限の拡散には、犯罪との強い結びつきが指摘される。企業内部での権限が分散している場合、企業による違法行為が発生しても、その全てを管理監督する立場にある者は、存在しないとして、個人のレヴェルでは責任の回避が認められかねない。また、権限の分散は、大企業のなかに自主的に活動する小単位の組織体を数多く生み出すことを意味し、このように半独立的な組織が多数存在する構造が、違法行為を促進するとの考察もある。⁽¹³⁾

企業犯罪を企業の組織構造から説明する際に、法的要請へのシステムとしての反応をあげることができる。ここでは、コンプライアンス政策の専門部署を設置することによって、企業の違法活動が抑制される点が強調される。とくに、コンプライアンス政策の専門部署に実質的な強い権限を付与し、企業内部で情報の流れの中心においたときには、その効果は極めて高いとされる。⁽¹⁴⁾

さらに、より重要な企業の構造として、企業内のサブカルチャーが指摘される。⁽¹⁵⁾ 企業は、その内部に独自の倫理基準をおき、個人の倫理的な感性を鈍らせてしまう。そこでは、違法活動が自己正当化、あるいは日常化され、企業に

利益をもたらすことこそが最も価値のあることとして尊重される。このようなサブカルチャーの影響下においては、企業犯罪の予防を企業自身に求めることは不可能となる。⁽¹⁶⁾つまり、組織体の構造に着目する見解によれば、企業は、法律を遵守するための構造と法律に反抗的な構造のいずれかを作り上げることになる。その際、いざれを選択するかは、社会や行政機関の対応が大きな意味をもつとされる。

組織体理論は、過去二〇年にわたり、強い関心のもとに数多くの新しい着想を生み出した。しかし、なお企業犯罪の実態を的確に説明するには至っていないとして、次のような批判が唱えられている。⁽¹⁷⁾第一に、組織体の実態を把握するためのリサーチが不足し、組織体理論を論じるにあたっての視点に混乱がみられる。⁽¹⁸⁾第二に、考察の基となるデータの信頼性が薄い。これらの批判を考慮すると、企業犯罪の実態を明らかにするための組織体理論の構築は、今後の課題としてなお残されているといえる。このように組織体理論は完成には至っておらず、なお課題を残しているが、それにもかかわらず、組織体としての特性から企業犯罪の実態を捉えるという観点は、企業への刑事法の対応を検討するにあたって多くの示唆を与えるものと思われる。とくに、組織体の構造に着目したアプローチは、刑事责任論や刑事制裁論における近年の動向と相通じる点がみられる。なかでも、B・フィシーとJ・ブレイスウェストは、近時、自らの著書において、企業内部における責任の帰属に着目し、刑事责任論に示唆を与えることを目的とした議論を展開しており注目に値する。

二 組織体理論からみた企業の責任構造

B・フィシーとJ・ブレイスウェストは、著書『企業、犯罪および責任 (Corporations, Crime and Accountability)⁽¹⁹⁾

(一九九三年)において、企業内部における責任の帰属という視点から組織体理論を論じている。彼らは、同書において、「むし、組織体がどのように違法行為を決定し、どのように違法状態に陥るのかが理解できれば、組織体の実態にそつた法的責任原理を描く」とができる⁽²⁰⁾と指摘する。そして、組織体理論を、そのような課題に有益な示唆を与えてくれる理論として位置づけるのである。そこで、彼らは、組織体の構造と企業犯罪の法的責任原理の調和のため、組織体における責任の帰属に着目した四つの組織体理論を取り上げ、そこから適切な責任原理を導くことを試みている。以下では、フィシートとブレイスウェイトの議論にしたがって四つの提案を概観し、彼らの至った結論について検討することにしたい。

(1) S・クリースバーグの組織体理論 S・クリースバーグの組織体理論⁽²¹⁾では、組織体を意思決定の観点から次の三つのモデルに分類する。
①合理的行為者モデル (Rational Actor Model)
②組織的プロセスモデル (Organizational Process Model)
③官僚政治モデル (Bureaucratic Politic Model)
このうち、合理的行為者モデルでは、企業を单一の合理的行為者として捉える。また、この合理的行為者は、最大の利益の追求を行動基準とする。次に、組織的プロセスモデルは、企業を意思決定単位（たとえば、製造部門や開発スタッフ）の緩やかな集合体と捉える。意思決定単位は、それぞれが限定された範囲の問題について一次的責任を有する。そして、その責任の決定は、ルールとして確立された手続運用基準によってなされる。したがって、組織的活動は、単にこれらの規則化された手續にしたがつた小単位の活動として理解することができます⁽²⁴⁾。官僚政治モデルは、企業活動における意思決定を政治的な駆け引きのゲームの結果と考える。そこでは、プレイヤーに階級があり、また、意思決定チャネルに公式なものと非公式

なものがあるために企業の意志決定は複雑な様相を呈していると捉えられる。⁽²⁵⁾ このモデルは、企業の意思決定を行う者は、自らの地位の保全・強化といった利己的な目的のために、政治力を駆使して他の者の主張を排除し、自らの意見を企業の方針として実行に移すと想定されている。

それでは、このように三つのモデルで組織体を捉えた場合、刑事責任との関連ではどのような帰結を得ることができるのであろうか。クリースバーグは、この点について次のような結論を導く。まず、合理的行為者モデルの場合、意思決定機関または企業自体に直接責任を問い合わせ、制裁を科すことが有効である。⁽²⁶⁾ その際には、制裁は、企業が追求する利益の減少をともなうことが有効である。次に、組織的プロセスモデルの場合、手続の基準を実際に作成または管理する個人または部署に対して責任を課すことが考えられる。⁽²⁷⁾ 他方で、組織的プロセスモデルからは、手続運用基準の不備を修正するための法的介入の可能性を導くこともできる。つまり、専門的知識を有した者を保護観察官として、企業に対してプロベイションを実施すれば、他の制裁による間接的な効果としてよりも改善が期待されるとの結論もあり得る。このため、フィシーとブレイスウェイトは、組織的プロセスモデルの場合、手続基準の運用や監視に対する個人の責任か、手続基準の犯罪性についての担当部署に対する責任であるのか、それとも企業に対するプロベイションを促す企業自身の責任であるのか不明確であると指摘する。⁽²⁸⁾ 最後に、官僚政治モデルの場合、意思決定に影響を与えた者は、自らの利益を意図しており、手続に従うことも強制されていない。したがって、ここでは、個人の責任を問題にすることが適切であると考えられる。⁽²⁹⁾

(2) H・ミンツバーグの組織体理論 H・ミンツバーグの組織体理論では、組織体の構造に着目し、企業は次の

五つに類型化される。⁽³⁰⁾ ①単純構造 (Simple Structure) 型。②機械的官僚制 (Machine Bureaucracy) 型。③専門的官僚制 (Professional Bureaucracy) 型。④分割された形態 (Divisionalised Form) 型。⑤アドホクラシー (Adhocracy) 型。

「」のうち、単純構造型は、組織体が小規模なため実際には、ほとんど定まった構造はなく、労働者の役割分担も曖昧で、その活動は定型化されていない。たとえば、個人経営の小規模商店がこれにあたる。「」のタイプの組織体では、組織体の活動はトップの直接の監視のもとで行われ、代表者は一般的に広範な統制権限を有する。⁽³¹⁾ したがって、単純構造が、単独の経営者の直接的な統制のもとで作り上げられた場合には、企業犯罪に対する刑事責任は経営者個人に課すのが適切といえる。他方、複数の経営者が存在する場合には、犯罪に際して指示を与えた特定の経営者が有責とされることになる。

機械的官僚制型において、組織体の活動は、主として「」の一の作業手続のもとで行われる。郵便局や航空会社のように、マニュアル化された単純作業を行う組織体がこの構造を有する。⁽³²⁾ この類型の組織体において企業犯罪が発生したとき、責任の対象は、明らかに手続運用基準の実行担当者またはその部署となる。

専門的官僚制型では、組織体の活動は、高度な技術に基づいて行われる。⁽³³⁾ たとえば、病院や会計事務所のように、組織を運営する専門家の知識と技術に依存した組織体がこれにあたる。この専門的官僚制型において活動方針を決定するのは、組織体の活動を担う専門家である。したがって、刑事責任も、この専門家に向けられることになる。

分割された形態型は、中央統制的な構造によつて結合した半自主的な小単位組織の集合体である。⁽³⁴⁾ この類型の組織

体の活動では、中心機関が自主性をもつ各部署の自己判断を承認し、その決定の結果を監視するという構造をとる。たとえば、大規模メーカーがこれにあたる。このような構造のもとでは、各部署に権限と責任の大半が分散しているものと思われる。したがって、分割された形態型の企業において犯罪が発生した場合、各部門または各部門の中心人物に責任が課されることとなる。しかし、この点に関してフィシーとブレイスウェイトは、経験的な調査から、中心機関から犯罪性の強い作業を行うように各部署に圧力がかけられる可能性があることを指摘する。⁽³⁵⁾ このような場合は、現実に照らし、機械的官僚制と同様の対応が必要とされる。⁽³⁶⁾

アドホクラシー型は、ソフトウェア・メーカーのような新しいタイプの企業のために創られた類型である。⁽³⁷⁾ そこでは、手続運用基準は用いられず、その時点ごとの効果的な活動が臨機応変に実行される。その構造は、有機的で、形式性をもたず、作業においてあらゆる画一化を避ける。さらに、流動的で、柔軟な組織構造のため、違法行為の実行者の特定も困難である。計画が経営者によってあらかじめ定められていることはほとんどなく、手続の基準をもたないため、責任をどこに帰せばよいのか決めることができない。実際的な解決策としては、誰に責任があるのか判らないときには、企業に集合的な責任を課すことが考えられる。この方法は、アドホクラシー型においては、企業の責任者が、部下が何をしているのか知らないという事実からも正当化される。また、実際に、この構造のもとでは、企業の経営者や取締役会は、制裁に反応して企業を改善する能力をもたない。ミンツバーグは、アドホクラシー型を二一世紀の企業構造と捉えているが、それが事実であれば、企業犯罪への刑事司法の対応が一貫性を保持することは一層困難になると思われる。⁽³⁸⁾

⁽³⁹⁾

(3) I・マンガムの組織体理論　企業内において果たすべき役割に着目したI・マンガムの責任構造モデルは、演劇構成的モデル（Dramaturgical Model）とも呼ばれ、企業活動における構成員の役割を演劇における制作者（代表取締役）、脚本家（取締役会）、監督（管理職員）および俳優（従業者）になぞらえて捉える。⁽⁴⁰⁾では、実際に違法行為という芝居を行う役者は台本（活動計画）によってその行動を制限されていると考える。したがって、トップ・ダウン形式で活動計画を定める企業では、原則的に企業活動に対する全体的な責任は制作者にあり、また、台本を作った者や監督もその変更の権限を有すると、いつ範囲で責任を課される可能性がある。また、俳優も、制限は受けるものの最終的には役を降りる⁽⁴¹⁾ことを含めて一定の範囲で選択権を有しており責任の対象となり得る。逆に、ボトム・アップ形式で活動計画を定める企業では、台本は脚本家によってではなく、俳優と監督の話し合いのなかで作り上げられるのであるから、責任も当然、彼らに課される。したがって、企業犯罪が発生した場合、いずれに責任を課すかは、企業の意思決定構造に負う⁽⁴²⁾ことが大きい。さらに、演劇構成モデルは、この理論を組織外部の者の責任についてもあてはめる。つまり、評論家としての取締機関は、違法行為を見過⁽⁴³⁾し、あるいは見逃したときに責任から逃れられない。また、観衆としての消費者が、違法行為を煽った場合にも、自らの責任を自覚する必要があるとする。

(4) フィシーとブレイスウェイトの組織体理論　フィシーとブレイスウェイトの組織体理論は、企業内部における責任の配分に着目し、責任の種類を、①ノーブレス・オブリージュ（noblesse oblige）型、②船長の責任（captain of the ship responsibility）型、③指名された責任（ominated accountability）型、および④過誤に基づく責任（fault-based individual responsibility）型の四つに分類する。⁽⁴⁴⁾

このうち、ノーブレス・オブリージュ型は、高い地位に基づく責任を意味する。とくに、トップ・ダウン形式の意思決定システムを採用する企業においては、ひとたび違法行為が発生すると、一定の上級管理職員に象徴的に責任が帰せられている点が指摘される。⁽⁴¹⁾ 船長の責任型とは、組織体の違法行為が発生した場合に、その場にいた上級管理職員に厳格責任を課すというものである。ファイシーとブレイスウェイトによれば、ノーブレス・オブリージュが組織体の重大な違法行為に対する責任原理であるのに対し、船長の責任は、日常的な小規模の違法行為に対する責任の形態であるとされる。⁽⁴²⁾ 指定された責任型は、違法行為が発生した際に、その担当責任者として指定されていた者が有責とされる構造である。ここでは、違法行為の発生した原因は、担当責任者に管理義務違反が存在したためと考えられ、これに対する責任を担当責任者として指定されていた者に課す過失の推定という合理的な根拠に基づいて責任が問われる。⁽⁴³⁾ 過誤に基づく個人責任型は、行為者の故意、無謀、または過失といった主觀に基づき責任を課す構造であり、個人の刑法上の責任を認定する際には、広く承認されてきた類型である。しかし、複雑な企業組織において過誤のあら個人を見つけることは不可能な場合が多いと考えられる。⁽⁴⁴⁾

以上の四つの組織体理論の検討を通じて、企業における責任帰属を検討した後、ファイシーとブレイスウェイトは、次のような帰結を導いている。すなわち、これらの類型化の試みは、いずれかが正しく、いずれかが誤っているという関係に立つものではない。たとえば、ミンツバーグが指摘する専門的官僚制においても、クリースバーグの組織的プロセスモデルを同時に包含することがあり得る。その場合は、責任を帰す対象は専門的知識を有する個人の場合も、手続の運用部署の場合もあり得る。つまり、このような分析は、責任の帰属に関する企業の組織構造の多面性を指摘

するが、企業への法律上の対応に明確な示唆を与えるまでには至っていない。そのため、この分析から企業の実態に即した法的な責任原理を抽出することはできず、かえって、定義の困難性だけが証明されている。したがって、企業の刑事責任の明確な原理を導くことができる单一の帰責モデルを組織体理論に基づき設定する可能性については、これまでのところ悲観的にならざるを得ない⁽⁴⁵⁾。

ファイシーとブレイスウェイトの功績は、これまで、意識的に論じられてこなかった企業の刑事責任の問題と組織構造の相関関係を指摘し、組織体理論の分析から現実にそつた責任原理を導こうとした点にある。しかし、彼らの導きだした結論は、組織体理論と責任原理の調和の有用性についての評価を急ぐあまり、荒削りなものになつていて感がない。むしろ、その作業は、ようやく始められたところであり、今後も引き続き検討していかなければならぬと思われる。少なくとも、これまでの検討によつて、企業の組織構造が多面性をもつてゐるため、意思決定のプロセスや責任の帰属を单一のモデルによつて示すことは適切でないことが明らかとされてゐる。したがつて、今後の組織体理論においては、企業活動の多様性を認めたうえでの構造分析が必要とされよう。ファイシーとブレイスウェイトの考察においても明らかのように、企業活動はきわめて多様な性質をもつたため、一つの帰責モデルでその全てを説明することは不可能である。今後の検討では、この現実を前提としてふまえ、その多様性に、いかに適切に対応するかが探求されねばならない。さらに、企業構造の特性に合わせた刑事制裁の手段も議論される必要があろう。

(1) 企業犯罪について企業組織体としての性質に観点をあてた邦文文献として、平岡義和「カルテルにおける複合環境と統制環境」犯罪社会学研究一三号（一九八八）六一頁以下、板倉宏「組織体犯罪研究の現状と展望」犯罪社会学研究一三号（一

九八八) 一九頁以下、同「組織体犯罪の比較法的考察」現代型犯罪と刑法の論点(一九九〇) 一九頁以下、井上真理子「アメリカにおける組織体犯罪研究」犯罪社会学研究二二号(一九八八) 八〇頁以下、室月誠「組織体逸脱の研究に向けて」犯罪社会学研究(一九八八) 一一一頁以下、ハリー・フースト(林幹人訳)「アメリカにおける企業犯罪」林幹人・現代の経済犯罪(一九八九) 一一一七頁以下等がある³⁰。

- (2) A. K. Cohen, *The Concept of Criminal Organisation*, 17 BRIT. J. CRIMINOL. 97, 97-111 (1977); Laura S. Schrager and James F. Short, Jr., *Toward a Sociology of Organizational Crime*, 25 SOCIAL PROBLEMS 407, 407-419 (1978); M. D. Ermann and Richard J. Lundman, *Deviant Acts by Complex Organizations: Deviance and Social Control at the Organizational Level of Analysis*, 19 SOCIOLOGICAL QUARTERLY 55, 55-67 (1978).
- (3) Ronald C. Kramer, *Corporate Crime: An Organizational Perspective*, in WHITE-COLLAR AND ECONOMIC CRIME 75, 80 (PETER WICKMAN AND TIMOTHY DAILEY eds. 1982).
- (4) *Id.* at 75.
- (5) Edward Gross, *Organization Structure and Organizational Crime*, in WHITE-COLLAR CRIME: THEORY AND RESEARCH 52, 64 (Gilbert Geis and E. Stothard eds. 1980).
- (6) MARSHALL B. CLINARD AND PETER C. YEAGER, CORPORATE CRIME 129 (1980).
- (7) Ronald C. Kramer, *supra* note 3, at 82-84.
- (8) ジャーナル「THE CRIMINAL ELITE」に掲載された「組織体の車体重量と組織体の車体重量との関係」の論文が田嶋久司(田嶋久司訳)による。Ronald C. Kramer, *supra* note 3, at 83-85.
- (9) JAMES W. COLEMAN, THE CRIMINAL ELITE 124-152 (2nd ed. 1989).
- (10) Edward Gross, *supra* note 5, at 72.
- (11) *Id.*
- (12) MARSHALL B. CLINARD AND PETER C. YEAGER, *supra* note 6, at 130.

- (13) Edward Gross, *supra* note 5, at 65.
- (14) JOHN BRAITHWAITE, CORPORATE CRIME IN THE PHARMACEUTICAL INDUSTRY 137-139 and 357-359 (1984).
- (15) Ronald C. Kramer, *supra* note 3, at 84-87; LARRY J. SIEGEL CRIMINOLOGY. THEORIES, PATTERNS, AND TYPOLOGIES 374-375 (4th ed. 1992).
- (16) 他方におこる、組織体のサブカルチャーを企業犯罪の中心的な要因とする批判的な見解も有力に展開される。すくい近時、①企业文化理論が展開する仮説が的を射しているのであれば、おもな多くの企業犯罪が行われているは必ずしも、企業経営者は自らを制御できる者を雇用し、犯罪を統制しているがゆえである。③「一タ目的にも他の街頭犯罪と特色の差異はみあたらない」とか、「企業犯罪の原因は他の犯罪と同様に「自己統制」(self-control)」の欠如による主張したトーマス・マクマホンの見解が注目される。Travis Hirschi and Michael Gottfredson, *Causes of White-Collar Crime*, 25 CRIMINOLOGY 949, 949-974 (1987); MICHAEL R. GOTTFREDSOON AND TRAVIS HIRSCHI, A GENERAL THEORY OF CRIME 180-201 (1990).
- この見解はかゝり、一トーマス・マクマホンの根拠としたデータはホワイトカラーケースの典型を示すものではなく、他の街頭犯罪との間に多大の性質上の差異が存在するとの反論がある。Darrell Steffensmeier, *On the Causes of "White-Collar" Crime: An Assessment of Hirschi and Gottfredson's Claims*, 27 CRIMINOLOGY 345, 345-358 (1989). たゞ、この批評はさだく一トマス・マクマホンの見解とする Travis Hirschi and Michael Gottfredson, *The Significance of White-Collar Crime for a General Theory of Crime*, 27 CRIMINOLOGY 359, 359-372 (1989).
- (17) JAMES W. COLEMAN, *supra* note 9, at 70.
- (18) *Id.*, at 71.
- (19) BRENT FISSE AND JOHN BRAITHWAITE, CORPORATIONS, CRIME AND ACCOUNTABILITY (1993).
- (20) BRENT FISSE AND JOHN BRAITHWAITE, CORPORATIONS, CRIME AND ACCOUNTABILITY 101 (1993).
- (21) Note, *Decisionmaking Models and the Control of Corporate Crime*, 85 Yale L. J. 1091, 1091-1129 (1976). BRENT FISSE AND JOHN

BRAITHWAITE, *supra* note 20, at 101-104. また、Brent Fisse, *Reconstructing Corporate Criminal Law: Deterrence, Retribution, Fault, and Sanctions*, 56 S. Cal. L. Rev. 1141, 1157-1159 (1983). も参照。

- (22) Note, *Decisionmaking Models and the Control of Corporate Crime*, 85 Yale L.J. 1091, 1100 (1976).
- (23) *Id.* at 1100-1101.
- (24) *Id.* at 1101-1103.
- (25) *Id.* at 1103-1105.
- (26) *Id.* at 1106-1112.
- (27) ハーベイ・ザウスは、組織的プロセスにおける責任の対象として、手続運用基準の実施担当者である自然人を想定して、これに対する、ハーバード法スケジュールを、手続基準の実施が、集団あるいは企業内の小単位によって実施され、集団的な帰責である企業内の部署に対する帰責をも念頭におく。BRENT FISSE AND JOHN BRAITHWAITE, *supra* note 20, at 102.
- (28) BRENT FISSE AND JOHN BRAITHWAITE, *supra* note 20, at 102-103.
- (29) Note, *supra* note 22, at 1121.
- (30) HENRY MINTZBERG, THE STRUCTURING OF ORGANIZATIONS, 306-313 (1979). BRENT FISSE AND JOHN BRAITHWAITE, *supra* note 20 at 105-109.
- (31) HENRY MINTZBERG, THE STRUCTURING OF ORGANIZATIONS, 307 (1979).
- (32) *Id.* at 314-347.
- (33) *Id.* at 348-379.
- (34) *Id.* at 380-430.
- (35) JOHN BRAITHWAITE, *supra* note 14, at 319.
- (36) BRENT FISSE AND JOHN BRAITHWAITE, *supra* note 20, at 106.

- (37) HENRY MINTZBERG, *supra* note 31, at 431-467.
- (38) BRENT FISSE AND JOHN BRAITHWAITE, *supra* note 20, at 108.
- (39) I. MANGHAM, INTERACTIONS AND INTERVENTIONS IN ORGANIZATIONS (1978). ただし、本書についてとは原典にあたる」とがでれなかつたたゞ、BRENT FISSE AND JOHN BRAITHWAITE, *supra* note 20, at 109-111. に依拠した。
- (40) BRENT FISSE AND JOHN BRAITHWAITE, *supra* note 20, at 111-117; John Braithwaite and Brent Fisse, *Varieties of Responsibility and Organizational Crime*, 7 LAW AND POLICY 315-343 (1985). (本稿の邦訳アレ、拙謹翻生他訳「企業の遵法行為に対する個人責任の諸形態」・註・E] 訳注〇九叶(一九八八)一七頁以下、四一一号三五頁、四一二号一九頁以下。)
- (41) BRENT FISSE AND JOHN BRAITHWAITE, *supra* note 20, at 112-113.
- (42) *Id.* at 113-115.
- (43) *Id.* at 116.
- (44) *Id.* at 117.
- (45) *Id.* at 117-118. ハイマーとブレイスウェイトは、組織体の責任構造と法的責任原理の調和に関して悲観的な結論に至った。彼らから、ハイマーとブレイスウェイトは、責任と組織構造の多元的な調和と「応答的過失 (reactive fault)」の二つの全く新しい対応を提唱する。前者は、各企業が、あらかじめ組織内の責任構造を申告し、それに合わせて刑事責任を認定するという方策であり、後者は、企業活動にともなう違法行為が発生した後に、それを防止するために適切な措置を講じなかつた場合に、これを企業（法人）自身の刑事責任とするものである。BRENT FISSE AND JOHN BRAITHWAITE, *supra* note 20, at 210-213.

企業犯罪研究の第一人者である両者が、これまでの伝統的な刑法原理のもとでは、企業犯罪に適切な対応を施すことが不可能であるとして、のような帰結を導いたことは注目に値する。しかし、刑事责任を賦課する限り、責任主義等の刑法原理からの大きな逸脱は、なお慎重な検討が必要われべ。ANDREW ASHWORTH, PRINCIPLES OF CRIMINAL LAW 116-118 (2nd ed. 1995).

第四節 企業犯罪の被害と被害者

一 企業犯罪と被害者学

今日、企業犯罪の実態を犯罪類型ごとに正確に把握するために、いかなる犯罪についてどのような被害者類型が存在するのかという観点からの研究がすすめられている。このような被害者の類型化は、企業犯罪への市民の関心を高め、企業犯罪に対する積極的な対応を刑事司法に喚起する⁽¹⁾ために有益であるといわれる。このような指摘は以前から存在していたにもかからわず、一九八〇年代を迎えるまで、企業犯罪による被害の実態を把握するための包括的な調査や研究は少なく、その全容が明らかにされることはなかつた。それまで企業犯罪による被害の実態について包括的な調査が不足していた理由としては、次の六点が上げられる⁽²⁾。①企業犯罪の定義が抽象的であること。②企業犯罪の実態を把握するためには、法律だけでなく、金融および経済などの分野についての知識も必要とされること。③企業犯罪の取締りは司法警察官によつてではなく行政機関によつて行われることが多く、適用される法領域も民法や行政法等広い範囲にわたること。④企業の組織構造が複雑であること。⑤加害者側が企業犯罪の重要性に対して認識不足であるため調査結果が犯罪率の低下に容易に結びつかないこと。⑥調査の性質上、企業からの援助が見込めず、調査が困難なこと。以上の理由により企業犯罪の重要性については一定のコンセンサスが得られているものの、その把握にあたつては、なお逸話や間接的な情報に依存する部分が多く、議論も抽象的であるとの指摘がなされてきた⁽³⁾。また、企業犯罪は「気づかれる犯罪」の典型例であるとされ、被害者がその被害を正確に把握できていないことや暗数と

なる割合が他の犯罪類型と比しても高い」とも悲観的に論じられてきた。このため、被害者の視点からの考察は、企業犯罪の実態を把握するうえできわめて重要であるにもかかわらず、正確なデータの不足が否めず、最もたち遅れた研究領域の一つとなっていた。

しかし、一九八〇年代以降、犯罪現象を被害者の側から捉え直そうという被害者学の発展にともない、新たな研究対象として、ようやく企業犯罪の被害者が注目されるようになり、企業犯罪の実態の把握に資することを目指した研究が活発化しつつある。⁽⁵⁾ また、このような研究による企業犯罪の顕在化やその重大性に対する市民の認識の高まりを背景として、徐々にではあるが、企業犯罪の被害の実態調査や研究が公表されている。⁽⁶⁾ そこで、以下では、これまでに提唱されたいくつかの類型化の試みを参考に、可能な限り網羅的な企業犯罪の被害者および被害の類型化を試み、その性質の把握に努めたい。

二 企業犯罪の被害者

(1) 直接的被害者と間接的被害者への類型化 体系的に企業犯罪の被害者を類型化するためには、まず直接的被害者 (direct victims) と間接的被害者 (indirect victims) に区分する」とが有益である。⁽¹⁰⁾ 直接的被害者とは、実際の加害行為において直接的な侵害の対象とされた者を指す。これに対して、間接的被害者とは最初は加害行為の対象とされていなかつたにもかかわらず、結果的に被害をこうむつた者を指す。⁽¹¹⁾ たとえば、行政取締法規に対する違反の場合、直接的な被害者は、法に対する忠誠の欠如によつて権威を傷つけられた政府または行政機関であるが、間接的に消費者や競争相手の企業が、財産上の被害をこうむり被害者となつていることが多いとされる。⁽¹²⁾ 企業犯罪の特徴とし

て、しばしばこのような間接的被害者の広範性と重大性が指摘される。⁽¹³⁾

(2) 被害者の特性による類型化 別の観点からの類型化として、被害者の性質に着目し、企業犯罪の被害者を個人の被害者化（一次的被害者化・primary victimization）、組織規模の被害者化（二次的被害者化・secondary victimization）および社会秩序・制度の被害者化（三次的被害者化・tertiary victimization）に区分することができる。⁽¹⁴⁾

(a) 個人の被害者化 多様な性質を有する企業犯罪においては、誰もがその被害者となる可能性を有している。とくに社会のなかで相対的に弱い立場にある個人は、被害をこうむる可能性が極めて高い。たとえば、工場からの産業廃棄物の流出による大気汚染・水質汚濁等の公害犯罪の場合には、加害者に対して何ら働きかけをしていない周辺住民が被害者となり得る。また、価格カルテルや欠陥商品の販売は消費者、労働環境の安全性の欠如は労働者、そして証券詐欺は株主という一定の個人を被害者とする可能性を有している。さらに、公共事業の受注入札における談合によつて納税者が間接的な被害をこうむつているとの指摘もみられる。⁽¹⁵⁾

(b) 組織規模の被害者化 企業犯罪においては、一定の組織・団体が被害者となることがある。⁽¹⁶⁾たとえば、価格カルテルに参加していない同業種の企業、あるいは公共事業において入札談合が行われた場合の国や地方公共団体がその典型的な例としてあげられる。さらに場合によつては、下請企業や協同事業者といったビジネス・パートナーに対しても被害を与えることがあるという指摘もみられる。⁽¹⁷⁾

(c) 社会秩序・制度の被害者化 企業犯罪の被害は、個人や団体のみにとどまらず、広く社会的な制度や秩序に対する侵害をも含む。⁽¹⁸⁾これらの被害は具体的な個人や組織といった実体を対象としているため、一般市民に意識

されることは稀である。しかし、社会全体に対して大きな影響を及ぼすことから見過ごすことのできない重要な被害者類型といえる。とくに価格カルテル等経済活動規制法規に対する違反行為は、現代社会における経済活動の基盤である経済秩序を害し、市場経済に対する市民の信頼を根本から覆してしまう可能性を含んでいる。したがって、社会秩序や制度自体を被害者とする類型は、刑事法上の対策を検討するうえでも重視する必要がある。

以上の企業犯罪被害者の類型化を通じて、次の三点を指摘することができる。第一に、企業犯罪の多様性に対応して被害者も多様な類型が存在する。第二に、個々の犯罪の被害者は、一つの類型に限られない。すなわち、先に述べた被害者の特性による三類型の全てに独占禁止法に違反する価格カルテルの被害者の例が含まれていることからも明らかのように、多くの事例において、企業犯罪の被害者はこれまでにあげた類型の複数にまたがる形で存在する。第三に、加害者と直接的な関係を有さない者も被害者となる可能性が高い。

三 企業犯罪の被害

次に、企業犯罪の実態をその被害の規模から考察していくことにする。そもそも企業犯罪に対する関心が高まりつつある要因の一つは、伝統的な犯罪類型である街頭犯罪（street crime）に比べて、企業犯罪の被害が重大である点に市民が漠然とではあるが気づき始めたことにある。⁽¹⁹⁾しかし、前にもみたように企業犯罪の被害者は、極めて広範囲に及び、かつ多様な性質を有している。したがって、企業犯罪の被害者がこうむる被害の性質と規模を知ることもまた容易でない。

企業犯罪による被害の正確な理解は、企業犯罪が財産上の被害だけでなく、身体上の被害および社会・道徳上の被

害をもたらし、それぞれが我々に甚大な影響を与える点に留意することによって初めて、可能となる。⁽²⁰⁾そこで、ここでは以上の三つの観点から企業犯罪の被害を考察し、その実態を明らかにしていきたい。

(1) 財産上の被害 経済活動の中心的な存在である企業の違法行為がもたらす財産上の被害は、個人によつて惹起される被害に比べて甚大であることがしばしば指摘される。このため企業犯罪の財産上の被害の算定がこれまでにも幾度となく試みられてきた。

たとえば、アメリカ合衆国においては、一九七四年に連邦商工会議所が、ホワイトカラー犯罪（このうちの多くが企業犯罪の範疇に含まれる）のアメリカ経済に対する短期間の直接的な被害が、四〇〇億ドル以上に達するとの試算を行つた。⁽²¹⁾また、上院の小委員会は、一九七六年のアメリカ合衆国におけるホワイトカラー犯罪の収益を約三五九億八千万ドルと算定し、具体的な犯罪類型ごとに被害の内訳を提示した。⁽²²⁾それによると、最も大きな被害をもたらしているのは、消費者詐欺であり、年間約二一〇億ドルに及ぶ被害が存在する。その他にも証券セフトが四〇億ドル、業務上の贈賄が三五億ドル、コンピュータ犯罪が一億ドル、破産詐欺が八千万ドル程度に達するとされ（表Ⅱ参照）、これらの犯罪に対する有効な対策の必要性が唱えられている。さらに、一九八七年には、連邦捜査局によつて、ホワイトカラー犯罪による年間の被害額が、一千億ドルから二千億ドルにも及ぶとの報告がなされた。⁽²³⁾

以上の試算結果に対しても、いくつかの問題点が存在する。まず、これらのデータは、企業犯罪の全てを考察の対象としておらず、包括的な実態の把握に有益な総合的データというにはほど遠い。また、暗数の存在を十分に考慮しているのかという点についても疑問が残る。したがつて現在までのところ、財産上の被害の調査状況は断片的かつ表

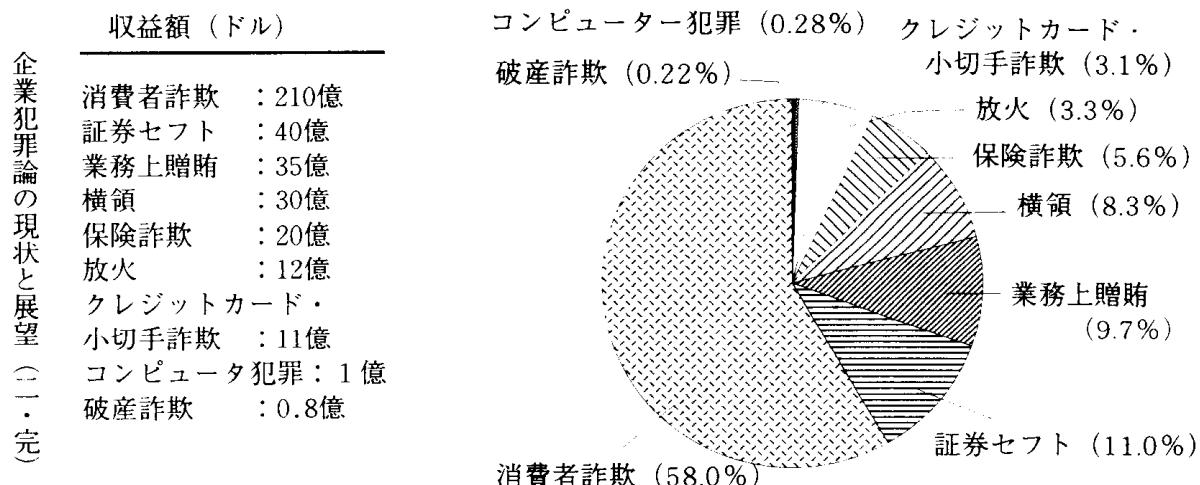
面的な数値結果を求めるにとどまつてゐる。しかしながら、企業犯罪の被害が伝統的な犯罪類型である街頭犯罪による被害に比べて重大である点については、ほぼコンセンサスが得られている。⁽²⁴⁾

(2) 身体上の被害　企業犯罪によつてもたらされる被害は、労働災害、欠陥製品の事故および環境汚染などによる人の生命および身体に対する重大な被害類型を含む⁽²⁵⁾。これらの身体上の被害は、主に企業の従業者、消費者および一般市民の三つのグループに対して向けられる。⁽²⁶⁾

(a) 従業者の被害　従業者に向けられる身体上の被害としては、とくに労働環境の安全性が問題となる。アメリカ合衆国では、就労にともなう疾病を原因とした死者が、年間一〇万人に及ぶといわれ、そのうちの多くは、企業が意図的に劣悪な労働環境を放置することによつて生じている⁽²⁷⁾。なかでも、炭鉱労働者が長期にわたり炭塵を吸い込むことによつて発生する炭肺病（black lung）、建設作業中のアスベストの吸引によつて生じる石綿肺（white lung）の被害については多くの被害者を生み出し⁽²⁸⁾、社会的にも大きな関心を集めた。このような従業者の被害の危険性は、今なお高いことが指摘されており、加害者である企業に対して従業者は弱い立場にあることを考慮した場合、法的に強い保護が必要であると考えられている。⁽²⁹⁾

(b) 消費者の被害　欠陥製品および品質に問題のある食品等によつて消費者が重大な身体上の被害をこうむる可能性がある。アメリカ合衆国の消費者製品安全委員会（Consumer Product Safety Commission）の概算によれば、年間約二千五万件の重大な被害が欠陥商品によつて惹起され、そのうち、一一万件は重大な身体障害を、また、三万件が死の結果を惹起しているとされる。⁽³⁰⁾なかでも欠陥車の事故による乗車者の死亡の刑事責任が、製造者である企業

表II 1976年アメリカ合衆国のホワイトカラー犯罪の収益額



注 FRANK E. HAGAN, INTRODUCTION TO CRIMINOLOGY 342 (1990) による。

にあるとして故殺罪で企業自身を起訴したフォード・ピント・ケースは、⁽³²⁾消費者の身体上の被害の重大性を明らかにした最も劇的な事例として知られている。本件では、被告人であるフォード社は最終的には無罪とされたが、製造物の欠陥による消費者の身体上の被害に対する企業の責任が民事上の責任にとどまらず、刑事責任に及び得ることが明らかにされた点で意義が認められている。⁽³³⁾

(c) 一般市民の被害 R・カーソンが、『沈黙の春 (Silent Spring)⁽³⁴⁾』を著し、環境汚染による身体への危害について警鐘を鳴らしたのは、一九六二年のことであった。当時、この種の問題は、それほど注目を集めることはなたかつたが、一九七〇年代に大規模公害が国際的に顕在化したことによって一気に関心が高まった。経済の急速な発展は、企業の活動規模を拡大すると同時に、危険な産業廃棄物の人身への影響を飛躍的に増大させた。たとえば、アメリカ合衆国政府の調査によると、一九七八年に環境汚染の影響で死亡した者は、国内だけで一万四千人に及ぶとされている。⁽³⁵⁾

(3) 社会・道徳上の被害 企業犯罪の被害について検討するにあたつて、財産上の被害や身体上の被害と同様に強調する必要があるのが、社

会・道徳上の被害である。このように社会・道徳上の被害を重視する視点は、ホワイトカラー犯罪の提唱者であるザランドによつて次のように説かれた。「ホワイトカラー犯罪による財産上の被害は当然大きいが、社会関係への被害に比べれば重要ではない。ホワイトカラー犯罪は信頼を毀損する。そして、それゆえ不信を生み出す。このことが社会倫理を低下させ、社会組織の解体を推し進める。ホワイトカラー犯罪の多くが、アメリカ合衆国の諸制度の根本原理に襲いかかるのである」。⁽³⁶⁾

先にも述べたように企業犯罪においては、社会秩序や社会制度自体が被害者となり、これらに対しても社会・道徳上の被害がもたらされる。この種の被害の影響は社会全体に及び、また被害の内容が極めて抽象的のために法的な保護も容易でない。しかし市民生活の基盤を根底から揺るがしかねないこのような被害に対する対策としては、他の二つの類型の被害に対すると同様の法的保護が必要である。

(4) 企業犯罪に対する不安感　近年では、以上のような実際に生じた結果に加え、市民が抱く企業犯罪への不安感が、重要な被害の一類型として認識されつつある。⁽³⁷⁾ このような被害は、一度企業犯罪の被害をこうむつた者はもちろん、企業犯罪の事実を知った者にも広く及ぶ。企業犯罪の規模の大きさや範囲の広範さが明らかにされるにつれ、市民が将来企業犯罪が生じる可能性や自らが被害をこうむる危険性を強く感じ始めている。また、企業犯罪に対する企業側の対応の鈍さや訴追機関の消極的な姿勢も市民の不安を煽っているとされる。このような心理的な動搖は、日常生活における市民の活動を制限することにつながり、さらに、企業や訴追機関への不信をも招くのである。今後は、このような内面的な被害に対する保護も必要となろう。具体的には、予防面として、企業のコンプライアンス・プロ

グラムの公開や訴追機関の企業犯罪への厳格な対応が望まれる。また、心理的な動搖が市民の中に広まつた場合のケニアについても、今後の課題として残されてゐる。

以上、企業犯罪の被害を多面的に論じた結論として、次の二点を指摘すべきがやれる。第一に、企業犯罪による財産的被害だけでなく、多様な被害がもたらされてゐる。第二に、企業犯罪の被害は、もわめて深刻であり、刑事法上の保護の必要性から観点から見過さないでよいだ。

- (1) David Shichor, *Corporate Deviance and Corporate Victimization: A Review and Some Elaborations*, 1 INTERNATIONAL REVIEW OF VICTIMOLOGY, 67, 81 (1989).
- (2) *Id.* at 78.
- (3) Gilbert Geis and Robert F. Meier, *Introduction*, in WHITE-COLLAR CRIME: OFFENSES IN BUSINESS, POLITICS, AND THE PROFESSIONS 1, 3-4 (revised ed. Gilbert Geis and Richard F. Meier eds. 1977); Marshall B. Clinard and Peter C. Yeager, *Corporate Crime: Issues in Research*, 16 CRIMINOLOGY 255, 255-272 (1978).
- (4) FRANK E. HAGAN, INTRODUCTION TO CRIMINOLOGY: THEORIES, METHODS, AND CRIMINAL BEHAVIOR 341 (2nd ed. 1990).
- (5) たゞ一例を、Gilbert Geis, *Victimization Patterns in White-collar Crime*, in 5 VICTIMOLOGY. A NEW FOCUS 89, 89-105 (Israel Drapkin and Emilio Viano ed. 1975); ANDREW KARMEN, CRIME VICTIMS: AN INTRODUCTION TO VICTIMOLOGY 14 (2nd ed. 1990). まだ、わが国の文献で、企業犯罪の被害者の問題を論ずるむべし、「伝統的犯罪の被害者と現代的犯罪の被害者」法律のひらば三九卷二四号（一九八六）九頁以下、同「被害者学事始め《第三五講》経済犯罪とマスクの犯罪」時の法令二三二四号（一九八八）七四頁以下参照（ただし、両文献では、企業犯罪ではなく、経済犯罪の被害者から観点から論じられる）。また、名和鉄郎「企業犯罪論序説」静岡大学法研究三三三卷三一・四号（一九八五）三九二頁以下も、の問題に言及する。

(6) ジュニア観点から企業犯罪の被害者の問題について論じたものに、Elizabeth Moore and Michael Mills, *The Neglected Victims and Unexamined Costs of White-Collar Crime*, 36 CRIME AND DELINQUENCY 408, 408-418 (1990).

(7) 市民の企業犯罪に対する関心が高まつて来た要因として、①環境保護への関心の高まり、②消費者運動の大衆化、③贈収賄事件等を端緒としたマスメディアの企業犯罪への関心の増加等をあげる。ROBERT F. MEIER, CRIME AND SOCIETY 279 (1989); SUE TITUS REID, CRIME AND CRIMINOLOGY 347 (6th ed. 1991).

(8) FRANK E. HAGAN, *supra* note 4, at 376.

(9) 被害者の類別化について、ナレッジの文献を参照しよう。Gilbert Geis, *supra* note 5, at 97-99; David Shichor, *supra* note 1, at 77-78; ROBERT F. MEIER, *supra* note 7, at 262-267; FRANK E. HAGAN, *supra* note 4, 345-348; Harold C. Barnett, *Corporate Capitalism, Corporate Crime*, 27 CRIME AND DELINQUENCY 4, 4-23 (1981); SANDRA WALKLATE, VICTIMOLOGY: THE VICTIM AND THE CRIMINAL JUSTICE PROCESS 81-107 (1989); B. Grant Stitt and David J. Giacopassi, *Assessing Victimization from Corporate Harms*, in UNDERSTANDING CORPORATE CRIMINALITY, 57, 57-83 (Michael B. Blankenship ed. 1993); Michael Levi, *White-Collar Crime Victimization*, in WHITE-COLLAR CRIME RECONSIDERED 169-192 (Kip Schlegel and David Weisburd eds. 1992).

(10) ANDREW KARMEN, *supra* note 5, at 2.

(11) David Shichor, *supra* note 1, at 73.

(12) MARSHALL B. CRINARD AND PETER C. YEAGER, CORPORATE CRIME 113 (1980); David Shichor, *supra* note 1, at 75.

(13) David Shichor, *supra* note 1, at 80.

(14) 今口やせ、一次的被害者化は、一次的な被害が原因で、同法制度や周囲の人々から受けた被害を指す。一次被害者化とは、一次・二次的被害に対する適切な対応が欠けたために、被害者が自己破滅的な行動によってもたらされる見解が通説となつてゐる。田辯忠一「被害者学事始め」《第一七講》被害者化の二段階、その他」時の法令一一九六号(一九八六)、同「犯罪被害と被害者化」法律のひらば四〇巻一号(一九八七)、同「被害者学の現況」被害者学研究創刊号(一九九一)一一五頁以下、諸澤英道・被害者入門《第一版》(一九九四)八一頁以下等参照。

これに対しても、ここでは、M・ウォルフ・ガングらの提唱した被害者化の三類型に基づいた分類方法を用いた。T. SELIN

AND M. E. WOLFGANG, THE MEASUREMENT OF DELINQUENCY 150-151 (1964); David Shichor, *supra* note 1, at 73-74.

- (16) Emilio C. Viano, *Victimology Today: Major Issues in Research and Public Policy*, in CRIME AND ITS VICTIMS: INTERNATIONAL RESEARCH A.N.D. PUBLIC POLICY ISSUES 10 (Emilio C. Viano ed. 1989).

(17) David Shichor, *supra* note 1, at 78.

(18) *Id.* at 74.

(19) サギラハムによる問題の提起以来、企業犯罪やホワイトカラー犯罪は社会的に街頭犯罪に比べ重大性が低いと見られ、刑事司法上の対応の寛大になる傾向があるとの指摘がなされた。しかし、ウォルフ・ガンクルの研究によれば、近年では社会的に企業犯罪の重要性が広く認められる、刑事司法も厳格な態度で捉んでいることが明らかにされた。²⁶ Gilbert Geis, *White Collar and Corporate Crime*, in MAJOR FORM OF CRIME 147-148 (Robert F. Meier ed. 1984).

(20) Ronald C. Kramer, *Corporate Criminality: The Development of an Idea*, in CORPORATIONS AS CRIMINALS 13, 18 (Ellen Hochstetler ed 1984) (本書の日本語訳文、板倉宏・沼野輝彦・加藤直隆訳・企業・110世紀の犯罪者（一九九〇）一八頁)；ROBERT F. MEIER, *supra* note 7, at 267.

(21) ROBERT F. MEIER, *supra* note 7, at 267.

(22) ROBERT F. MEIER, *supra* note 7, at 267.

(23) FRANK E. HAGAN, *supra* note 4, at 341-343.

(24) USA Today, September 1, at 3A (1987). なお、この重大な算定効果を考慮し、連邦捜査局は、この問題に対して「四〇〇社の人頭を投入して、何うござれ。」²⁷ ROBERT F. MEIER, *supra* note 7, at 267.

(25) FRANCIS T. CUILLEN, WILLIAM J. MAAKESTAD AND GRAY CAVENDER, CORPORATE CRIME UNDER ATTACK 67 (1987).

(26) *Id.*; ROBERT F. MEIER, *supra* note 7, at 268.

- (27) Joel Swartz, *Silent Killers at Work*, 3 CRIME AND SOCIAL JUSTICE 15, 15-20 (1975); Ronald C. Kramer, *supra* note 20, at 19; TONY G. POVEDA, RETHINKING WHITE-COLLAR CRIME 13-15 (1994). もうじめに新しくなった、全米安全労働環境協会 (National Safe Occupational Institute) が、労働災害による死者を年間七万人と算出している。Ron Winslow, *Safety Group Cities Fatalities Linked to Work*, WALL STREET JOURNAL, Aug. 31, sec. B, at B8 (1990).
- (28) アメリカ合衆国では、石綿肺による死者が総計一七万人に達する。JAMES W. COLEMEN, THE CRIMINAL ELITE 35 (1989)。また、炭肺症による被害死者は一〇万人、疾病者十六万五千人以上である。B. Grant Stitt and David J. Giacopassi, *supra* note 9, at 57. いのたむ、これが被害率は、伝統的な犯罪において生命よりも身体に対するものよりも被害よりの極めて低い点が指摘される。TONY G. POVEDA, *supra* note 27, 13-15.
- (29) アメリカ合衆国では、一千五百万人の労働者が就業中、危険な状況にさらされたりると指摘されている。LARRY J. SIEGEL, CRIMINOLOGY: THEORIES, PATTERNS, AND TYPOLOGIES 372 (4th ed. 1992).
- (30) アメリカ合衆国では、一九七〇年に連邦レガルにおける職業安全衛生法 (Occupational Health and Safety Act) を制定して、労働環境の健全を図っている。しかし、雇用者が故意に従業者の死の結果を惹起する違反行為を行つてしまえば、刑事制裁が科される (29 U. S. C. § 666(e), (f), and (g) (1995))。また、レガルでは、故意殺罪等によって雇用主である企業法人自身を起訴する。Monica L. Hayes and Karen L. Cipriani, *Employment-Related Crimes: Ninth Survey of White Collar Crime*, 31 AM. CRIM. L. REV. 455, 455-474 (1994)。なかでも、従業者の死の結果に対する、雇用主である企業法人が故意罪で有罪となるたる一九八五年から現在のハーバード・カウニー・ハーバード・リー (People v. Film Recovery Systems [Nos 85-1853, 85-1854, 85-1952, 85-1953 [III Ct appeal docketed July 1, 1985]]) が、増加する労働環境の安全の欠如によるもので企業の責任を認めた判例の「最も歴史的な事例である」である。William J. Maakestad, *Corporate Homicide*, NEW LAW JOURNAL, March 16, at 357 (1990).
- (31) Ronald C. Kramer, *supra* note 20, at 20.
- (32) State v. Ford Motor Co., No. 5324 (Indiana Super. Ct., filed Sept. 13, 1978). 本件の事実の概要および訴訟の経過は、次の

- とおりである。一九七八年八月一〇日インディアナ州北部の国道二二二号線において二人の女性が乗るフォード社の小型乗用車ピントに貨物自動車が衝突した。その後にピントは炎上し、車内の三人は焼死した（うち、「一人は即死」）。これに対し、本件管轄のエルクハート郡の州検察は、ピントには、後部からの軽い衝突によってエンジンが炎上する構造上の欠陥があり、フォード社は、この事実を認識しながら、なんらの改善措置も講じなかつたとして、フォード社自身のみを故意罪で起訴した。四日間の審理と二五回にも及ぶ投票の結果、陪審は無罪を答申し、一〇週にわたつた裁判は企業の刑事責任を問えず、幕を閉じた。しかしながら、同様の事故によつて一人の女性が死亡し、同乗していた子もが重傷を負つた事件による、彼の遺族がフォード社を相手取り損害賠償請求を行つた *Grimshaw v. Ford Motor Co.*, (Court of Appeal, Fourth District, Division 2, 1981, 119 Cal. App. 3d, 757, Cal. Rptr. 348) では、パカ用に及ぶ陪審審理の結果、フォード社に対する原告の請求をすべて認められ、陪審がなされた。これにより、二五二万六千ドルの損害賠償に加え、一億一千五百万ドルの懲罰的損害賠償が認められた。フォード社は控訴したが、控訴審はこれを棄却した。LEE PATRICK STROBEL, RECKLESS Homicide? Ford's Pinto Trial, 1980; Francis T. Cullen, William J. Maakestad and Gray Gavender, *The Ford Pinto Case and Beyond: Corporate Crime, Moral Boundaries, and the Criminal Sanction*, in CORPORATIONS AS CRIMINALS 107, 107-130 (Ellen Hochstedler ed. 1984).
- (33) フォード・ピントケース以後、州レベルにおいて企業を殺人罪として起訴される「企業殺人 (corporate homicide)」とよばれる事例が確実に増加し、関心が高まつてゐる。Francis T. Cullen, William J. Maakestad and Gray Gavender, *supra* note 32, at 107-130; Nora A. Uehlein, *Corporation's Criminal liability for Homicide*, 45 A. L. R. 4th, at 1011-1036 (1986); William J. Maakestad, *supra* note 30, 356-357. また、この問題について、日本及や邦文文献について、佐藤雅美「合衆国における企業災害と刑法——フォード・ピント事件とワイルム・リカヴァリー事件をめぐる——」犯罪と刑罰五号（一九八八）111頁以下。あるじ、本稿第一章第四節注(59)参照。
- (34) RACHEL CARSON, SILENT SPRING (1962).
- (35) ROBERT F. MEIJER, *supra* note 7, at 269.
- (36) EDWIN H. SUTHERLAND, WHITE COLLAR CRIME: (THE UNCUT VERSION) 13 (1983).

(37) RICHARD S. GRUNER, CORPORATE CRIME AND SENTENCING 11-12 (1994).

第五節 小 括

本章では、刑事責任と刑事制裁の領域で企業犯罪が抱える問題に取り組むために、犯罪学が有益な示唆を与える得るという観点から、犯罪学における企業犯罪研究の動向を検討した。この検討にあたって、とくに組織体理論と被害者学の動向は、刑事責任や刑事制裁の領域での今日的な問題意識と相通じる点があるので、この二つの動向を中心に考察してきた。

現在、犯罪学において企業犯罪への問題意識は、とくに企業の組織体としての特性に向けられている。このような観点から企業犯罪の実態を捉えようとした組織体理論の発展はめざましく注目に値する。とくに、企業の組織構造に着目したアプローチは、法人の刑事責任や企業への刑事制裁の近年の動向と同じ方向性を見て取ることができ、本稿の問題意識にとって、有益な示唆を少なからず含んでいると思われる。このような組織構造に関するこれまで検討をふまえた場合、以下の三点を指摘することができる。第一に、企業犯罪の責任がシステムそのものの欠陥に求められるべき場合がある。すなわち、企業災害が生じた際、その責任は、特定の個人ではなく、管理システムや生産システムの不備や欠陥にあると捉える方が適切な場合があると思われる。第二に、意思決定や責任の配分といった企業の組織構造が多面的に捉えられている。この多面性には、企業”とに多様な組織構造を有しているという意味だけでなく、一つの企業についてもさまざまな観点から組織構造を捉えることが可能であるという意味が含まれている。したがつ

て企業活動に際して、犯罪行為が発生した場合に、单一の帰責モデルで全ての事例を説明することは困難であるように思われる。第三に、他方において、企業犯罪の責任を管理職員等の自然人に帰すべき場合や、企業と自然人の両方に帰すことが適切な場合もある。この観点からは、企業と自然人の責任の配分について検討することが求められる。以上のような組織体理論の検討からは、自然人行為者の特定を前提として法人に刑事責任を課す法理だけでなく、システムの欠陥につき法人に刑事責任を課す法理やシステムの改善・整備を目的とした刑事制裁が積極的に支持されることとなる。

したがって、今後の組織体理論は、次のような課題に取り組まなければならない。第一に、企業の組織構造の多様性をより精密に類型化しなければならない。そのためには、これまでのような観念的な議論から、現実のリサーチをふまえた議論への移行が必要となる。すなわち、企業活動における意思決定や責任の配分を実際の企業活動のなかから正確に抽出することに努めなければならない。第二に、類型化した企業の組織構造のそれぞれにとつて適切な責任の帰属と制裁の方法を定めねばならない。とくに、責任の帰属の対象を特定の自然人とするか、あるいは、組織体とするのかは重要な意味をもつ。この問い合わせるために、組織体を何らかのシステムとして捉えるのか、それとも複数の自然人の集合体として捉えるのかという問題も検討していく必要がある。⁽¹⁾

他方、被害者学の台頭によつて、企業犯罪の被害者が注目されつつある。企業犯罪は、多様な被害と広範な被害者を創り出すと指摘されている。このような被害者の観点からの企業犯罪の研究によつて、企業犯罪の重大性が、広く市民にも認識され始めた。このような状況からすれば、被害者の観点を考慮し始めた近時の法人の刑事責任や企業に

対する刑事制裁の方向性は適切であると評価できよう。しかし、企業犯罪の被害者に対する考察は、なお多くの課題を抱えているともいわれる。第一に、被害と被害者の範囲が正確に定められていない。このような問題の背景として、企業犯罪の被害者の定義がなお不明確な点が指摘される。第二に、調査対象である被害者の定義が不明確であるために、被害の実態調査が一向に進展しない。また、このような被害調査の遅滞によつて、企業犯罪の被害の実態を把握することが困難となり、被害と被害者の範囲を画することもできない。つまり、企業犯罪の被害者をめぐる課題は、その定義や範囲の問題と調査研究の問題の双方に存在し、両者が相乗的に企業犯罪の被害者の観点からのアプローチを困難なものにしているのである。したがつて、まずは、このような悪循環を断ち切ることが必要とされる。そのためには、早急に広範な犯罪類型について、総合的な被害調査を実施することが望まれる。また、被害の範囲の不明確性の一因は、企業犯罪自体の範囲の不明確性にある。このような状態のなかでは、刑法が規制すべき領域も定められない。これまでも、企業の刑事責任はどのような犯罪類型に認められるべきかが議論されてきた。今後も、企業はますます活動範囲を広げ、社会的影響力を増すことが予想される。したがつて、このような議論も、被害の実態をふまえて展開されることが必要である。

一九九〇年でサザランドによってホワイトカラー犯罪の概念が提唱されて半世紀を経たことになる。これまでの五〇年は、ホワイトカラー犯罪に関する議論の混沌とした状況から脱するため、問題設定を整理することに精力の大部 分が注がれてきたといえよう。今後は、企業の社会的影響力が一層強まると思われる二一世紀に向けて、より積極的な議論を展開しなければならない。そのためには、犯罪学において、犯罪現象の把握と犯罪原因の追求にとどまらず、

さらに一步踏み込んで、刑事責任論や刑事制裁論に影響を与える」とを目指した議論を展開していくに（2）なる。

(1) 組織体理論と企業の刑事責任の法理との結合の必要性を指摘するものとして、板倉宏「組織体犯罪の比較法的考察」現代型犯罪と刑法の論点（一九九〇）四二頁、同・刑法総論（一九九四）一〇四頁参照。板倉教授は、自らの提唱する企業組織体責任論の今後の課題として、「『組織論』（Organization Theory）を本格的に導入し、統制的アプローチとの統合によって、企業組織体責任論の内実化をはかること」をあげている。また、このような見解に同調するものとして、伊東研祐「法人の刑事责任」芝原邦爾他編・刑法理論の現代的展開総論II（一九九〇）一三六頁。

(2) 同様の見解を示すものとして、Ellen S. Podgor, *Corporate and White Collar Crime: Simplifying the Ambiguous*, 31 AM. CRIM. L. REV. 392 (1994). また、井上真理子「アメリカにおける組織体犯罪研究」犯罪社会学研究13号（一九八八）九五頁以下も参照。

む　　す　　び

資本主義経済の発展にともなう企業活動の急速な大規模化によって、企業犯罪への現行刑事法上の対策は、包括的な見直しに迫られている。本稿は、このような現状をふまえたうえで、刑法上の今日的な課題を明らかにし、その解決策の模索を試みたものである。第一章では、法人の刑事责任について比較法的にアプローチし、ドイツ、イギリスおよびアメリカ合衆国における法人の刑事责任の史的展開と今日的な課題を明らかにした。第二章では、企業に対する刑事制裁の問題を検討した。この検討にあたっては、とくに、アメリカ合衆国において、一九九一年組織体に対する刑事制裁の問題を検討した。

する量刑ガイドラインが立法化され、新しい企業への刑事制裁の方法が導入される等展開がめざましいことから、これを中心検討をすすめた。第三章では、一・二章の検討で明らかとなつた刑事责任と刑事制裁の領域の企業犯罪に対する課題を解決するため、組織体理論と被害者学の観点から、犯罪学の領域における企業犯罪研究を考察し、その成果を刑事责任論や刑事制裁論に取り入れ、有機的に結合することを試みた。以上の考察をふまえ、今後のわが国における議論を有意義なものとするために、本稿の結論として、企業犯罪論の課題を二点強調しておきたい。

第一に、今後の企業犯罪論においては、企業の組織構造やシステムに焦点をあてた議論をすすめる必要がある。従来の企業犯罪論では、企業内の個人に関心がおかれてきた。たとえば、法人の刑事责任をめぐる議論においては、従来、企業の構成員である自然人の主觀と行為の特定を前提として、法人に刑事责任を帰すアプローチが主流であった。また、法人に刑事责任を課すことはできず、自然人だけが刑事制裁の主体となることができるとする主張も根強く展開されてきた。他方、制裁を科す際も、個人を対象に設定された刑事制裁が企業に適用されていたし、企業よりも経営者等の自然人に制裁を加えた方が効果的とする見解もあつた。さらに、犯罪学では、ホワイトカラー犯罪の提唱以後、企業内の一一定の地位にある者の犯罪性が問題とされていた。これに対して、今日では、刑事责任論と刑事制裁論の両方において、企業の組織体としての性質に着目する傾向がみられる。たとえば、今日の刑事责任論では、自然人を媒介とせず企業組織体のコンプライアンス・プログラムや管理システムの欠陥に対する責任を問う動きがみられる。また、刑事制裁についても、プロベイションを中心に企業のコンプライアンス・プログラムへの働きかけを目的とした方法が実施されている。これらの新しい傾向は、企業の組織構造の実態に即した対応を目指した動きとして評価で

きよう。ただし、今後、これらの企業の組織構造に着目した帰責の法理や刑事制裁の方法が有効に機能するためには、企業の組織構造やシステムの実態を正確に理解するとともに、それらの組織体の特性と企業犯罪との関連性を丹念に分析しなければならない。そのような観点から、犯罪学の領域で展開されている組織体理論に注目する必要がある。

しかし、これまでの組織体理論では、企業犯罪に対する刑事法の対応を念頭において議論が展開されることは多くなく、刑事責任論や刑事制裁論に直接結びつけ得る成果は少ないので実情である。したがって、今後の組織体理論においては、両分野に示唆を与えることを意図して、リサーチと理論構成の充実に取り組んでいかねばならない。わが国では、企業組織体責任論の提唱によって、企業の組織体としての側面に着目した刑事責任論が二〇年前から議論されてきた。しかし、企業組織体責任論は過失の認定に際して危惧感説を採用したため、この点に批判が集中し、多数の支持を得るには至らなかつた。そして、これと同時に企業への刑事法上の対応を検討するにあたつて、企業の組織体としての性質に着目することも否定されてしまったのである。しかし、近年、わが国においてもコンプライアンス・プログラムへの関心が高まり、各企業の取り組みも活発化しつつある。とりわけ、わが国においては、公正取引委員会が、「流通・取引慣行に関する独占禁止法の指針」をはじめとしたガイドラインを公表したこともあり、独占禁止法に対するコンプライアンス・プログラムを実施する動きが顕著である。したがつて、このような新しい動きを受けたわが国においても、コンプライアンス・プログラムを企業への刑事法上の対応といかに関連づけるかという観点から、企業の組織体としての性質が問い合わせられるべきである。⁽¹⁾さらに、これらの検討と同時に企業犯罪の予防という観点から、企業に対してもコンプライアンス・プログラムの整備を働きかける必要があろう。近年のコンプライアンス・

プログラム実施の動きは、企業自身による犯罪予防活動として高く評価される。しかし、詳細にみてみると、なお業種や企業規模によつて取り組み方に格差があり、また対象とされている法領域も限定されている。⁽²⁾したがつて、多様な企業犯罪の予防のためには、一層の啓発が求められる。

第二に、企業犯罪の被害と被害者という観点を重視する必要がある。今日では、企業活動の領域の拡大にともない企業犯罪の被害の多様化と広範化が急激にすすんでいる。また、企業という組織体によつて惹起される被害は、個人による犯罪ではなし得ない規模に達することが漠然とではあるが認識されつつある。このため、刑事責任論では、企業に刑事責任を課す犯罪類型を拡大する動きがみられる。また、刑事制裁においては、犯罪の重大性に見合つた厳しい制裁が用意される一方で、被害者の救済に重点をおいた施策が整備されつつある。これに対して、犯罪学の領域で、被害の実態を正確に捉えるためのリサーチの必要性が意識されると同時に、被害者学の観点からの企業犯罪の研究が次第に活発化している。したがつて、刑法に被害者の観点を効果的に取り入れるために、被害者学の検討に根ざした対応を議論すべきである。

私見によれば、今後の企業犯罪研究においては、企業の組織体としての性質と企業犯罪の被害者という二つの観点を軸に、刑事責任論および刑事制裁論に犯罪学上の成果を積極的に取り入れる必要がある。また、他方において犯罪学も有効な法規制のあり方を絶えず意識しつつ、調査研究に取り組まなければならぬ。さらに、本稿では犯罪学の成果を刑法領域に取り入れることを中心にして議論をすすめてきたために触ることはできなかつたが、刑事責任論と刑事制裁論の結びつきも企業犯罪論の課題として忘れてはならず、一層の充実が必要とされている。企業犯罪論は、

目まぐるしい発展を遂げてきたにもかかわらず、なおも発展途上にあり、その動向からは今後もしばらく目を離すことのできない。

- (1) わが国の企業のコンプライアンス・プログラムの実施状況について、川越憲治「『独占禁止法コンプライアンス・プログラムの手引』の概要」公正取引四九三号（一九九二）四頁以下、松下満雄「『手引』作成に携わって」公正取引四九三号（一九九二）一〇頁以下、諸石光熙「『独占禁止法コンプライアンス・プログラムの手引』作成に携わって（企業法務の立場から）」公正取引四九三号（一九九二）一二頁以下、中藤力「独占禁止法コンプライアンス・マニュアル作成に当たつての注意事項」公正取引四九三号（一九九二）一四頁以下、神谷敏之「トヨタ自動車の独禁法マニュアル」公正取引四九三号（一九九二）二二頁以下、松岡茂年「日本電気における独禁法遵守マニュアル運用の実際」公正取引四九三号（一九九二）二八頁以下。南木通「独占禁止法コンプライアンス・プログラムに関するアンケート調査結果」商事法務二三四六号（一九九四）二九頁以下、中川英彦「企業法務の直面している課題」法学教室一六七号（一九九四）五〇頁以下等参照。

(2) 南木通・前掲論文三〇頁以下。